

192
55

故實叢書
建武年中行事略解
全



建武年中行事略解



建武年中行事は一名を假字年中行事ともいへり應永十三年の奥書に此年中行事者後醍醐院製作也彼宸筆正本無銘只被號御秘抄歟而暫所加外題也云々とあり又壺井義知は後醍醐前帝制作而北畠一位源准后入道奉後王綸命令撰修焉而採官府之故事據諸曹之遺例審察用捨商量古今已書成畢實可備公事政要之龜鑑之書也云々といへり以て其の大要を知るを得べし此の年中行事に谷村光義が初學童蒙の便をはかりて故事雜語に解を加へ名つけて建武年中行事略解といへり谷村光義は石清水神社の社士にして掃部と稱し壺井義知の門人なりしかば本書も其の校正を経たりといふ

本書もと註釋は頭書なりしを段を下げて本文の間に入れたるはたゞ印刷の都合によれるのみ又本文は假字ちがひ送假字の不足等を論すべきにもあらねば原文のままに置きぬ但しあまり普通なる語に漢字を傍書したるは煩はしければ省きたり

校 訂 者 識

建武年中行事略解叙

孔子曰文武之政布在方策其人存則其政舉宜哉 天朝以聖承聖資明
 繼明敷景化於寰中暢仁風於海外然而凝宸襟於政體騁叡慮於治
 術蓋建武年中行事者
 後醍醐前帝制作而北畠一位源准后入道奉後王綸命令修撰焉而採
 官府之故事撫諸曹之遺例審察用捨商量古今已書成畢實可備于公事
 政要之龜鑑之書也乎爰石清水社士谷村光義從遊余小席屢有年其間
 得此書而熟讀辨明原舊章之說而爲初學童蒙自著上頭且和字難解者
 傍加漢字而名以略解屬余乞之叙固辭不許終撐腐毫而不省他胡盧令
 冕斯端者也云爾

享保壬子年立夏蚯蚓出日

壹井安鶴翁

建武年中行事略解卷第一

百敷も、しきのうち。はたどせの春秋ををくり迎へて。今もかつ見る内の事どもは。おぼつかかなかるべきにもあらぬを。今更に書付んもめづらしからぬ心地すれど。折にふれ時につれたるおほやけこと共。行末の鏡まではなくとも。おのづからまた其世にはかくこそありけれなごやその物語のたよりには成なんかし。春をむかふるほどは内わたりなべてことしげければ。いづくを初めなるべしともわき難きやうなれど。ところくの御装束ども御司掃司の御装束はがしくいそぎと、のへたるに。追難はてて砌のともしびどもかすかに見えわたるほど。四方拜の御装束いそがすめり。事行ふ藏人。小舎人やうのもの聲くんに。ことにつきたるも折から所得たりかはなり。大宋の御屏風庭に立てめぐらして。御座を北面よりよそふ。主殿司御湯をくうす。是よりさきに御ゆる有べし。御ゆるのはてぬれば。寅の時に。御掛の人めして御装束たてまつる。黄櫨染の御袍常のごとし。清凉殿の三間の格子をあけて。出おはします道とす。(雨降ときは。御座を弓場殿にまうけたるによりて。頼の間より出させ給ふ。頼の間とは南より五つ間。二間のそばなり。)筵道布毯をしきて屏風のもとに至る。うへのおのこともしそくさす。近衛の中將御劔にさぶらふ。屏風のもとにて藏人頭御笏をまいらす。先北辰を拜する座にて二拜。(厨星の名をととなふ。)次に天地四方を拜する座に着給ふ。御座のうへに褥をしく。北向にて天を拜し。乾にむかひて地を拜す。子のかたより卯午とり四方各皆二拜なり。御座のまへに白木のつくろに香花燈を置り。北辰を拜する座に式宮を置。(くら人は是を置。若二陵あらばうしろに又一帖是をしく。をのく)兩だん再拜なり。御座は皆兩面のみじかきた、みなり。御拜はて、入らせ給ふ。藏人頭御さうかい御笏を給は

る。夜もすがら事を行ぬるおのこともまかぬれば。御藥申沙汰すべき藏人殿上に侍ひて。つかさぐもよほすほど。女藏人どもやうく盃盤所に参りあつまる。うちくの御した、めはてぬれば。御直衣を奉る。(打衣はかま二つ衣ひとへなり) 所司まいりぬるよし奏するに付て。御藥につかふまつるべき命婦藏人どもかみあげさうぞくして座につく。盃の御座の御籠。南のはし。北の額の間をたれたり。(此間に承香殿の人。昔はさふらひけるかや。) 中三ノ間或二ノ間御籠もとのまゝにあげたり。をのく几帳をたてわたす。ちか比里内裏なごにて。あたりの間一間。中はんにあぐる事あり。ひがこと也。今の代には本儀に任てつねの時の如く鈎丸をあぐ。御座のまへに。(いさ、か南) 陪膳の典侍の圓座これをしく。次の南圓座一枚くすりのかみの座とす。石灰の壇北のはし西東のつまに。兩めんのた、みを敷て命婦藏人の座とす。南第二の間の弘廂に。圓座一枚をしきて後取の座とす。典侍已下女房皆座につく。女藏人二人。(上首) 鬼の間より御臺をもちてまいる。(一の御臺にはしだいあり。これも近比はなきよし女官申。日記にまかせて是をすふ。) これよりさきに盃の御座に着せ給ふ。生氣の方の御衣を尋常の御直衣のうへにかさねて奉る。(朝餉にてこれをめす。勾當の内侍これを用意してさふらふ。日の御座にてもめす。) 陪膳の典侍薬のかみ當色を着す。(生氣の方の色事なり。) 其外は着せず。はいせんの典侍の髪は内侍これをあぐ。平額なり。此時まづ御厨子所の御はがためを供す。采女二人御座の次のまの几帳のうへより是を供す。(刀自采女につたふ) 命婦藏人をのく二人。上より次第にかはり役送す。八の盤なれば二へんにあたるなり。本儀は四人なり。二人も時によるべし。典侍次第に御盤にすふ。御はがため一の御はんにすふるなり。大方精進の物一の御盤たるよし江次第に見えたり。かはらげばかりとりて。かいけいしをば本のごとく盤に居てかへし給へば。度毎に是にすふるなり。御はがためまいりて。此薬子

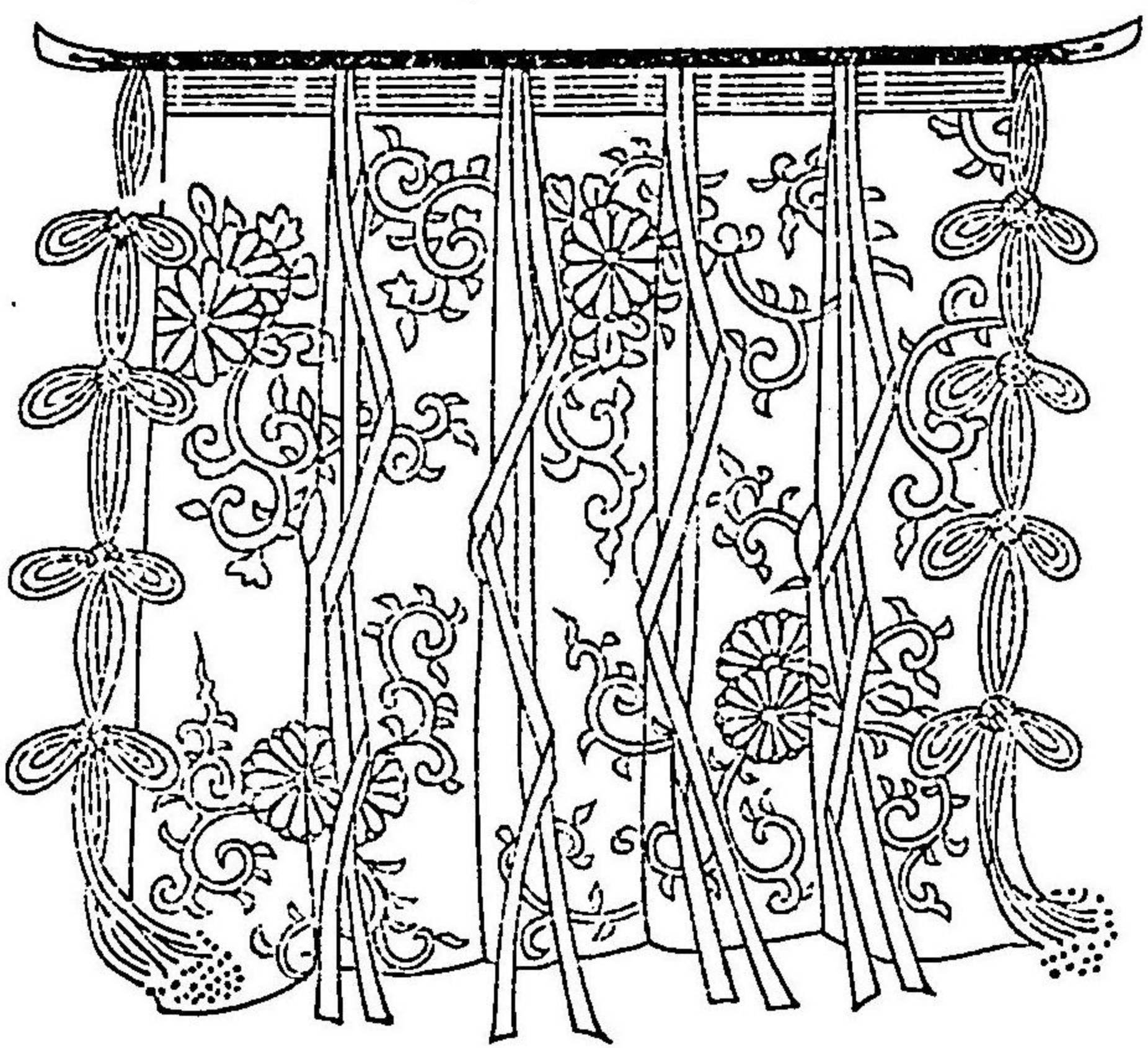
鬼の間よりす、みて端の几帳のもとにさふらふ。女官青瑛門のほとりにて典藥をめしてみくすりをよほす。小庭にて典藥のかみ侍醫宮のうちのつかさをのくまづこれをなむ一こんす、みてまづ薬子にのましむ。次に銀器に入て。几帳のほころびより(御座の次の間)奉る。くすりのかみ是を取て。銀器のふたをひらきて典侍につたふ。(是をめして返したふ。女官給て陪膳につたふ。) 主上座を立せ給て。夜の御殿の南の戸より入給て。御ぬりごめの東の方の戸に向て立せ給へば。陪膳御盃を持てまいらす。是も屠蘇はひがしの戸に向て飲よし本文あるゆへか。次に女官に返したまへば。是を後取の人にのましむ(一日は四位。二日は五位三日は六位藏人なり。晦日の日。奉行の藏人これを切紙に書て。殿上の角の柱におすなり。近衛府辨官常にはあらねど例あるなりさて二獻には神明白散をくうす。) むかしはさかなを後取の人にたまふ事あり。(大根をたふ。女藏人給て扇にすへてこれをいす。元日は人々精進の故かといへり。三獻に度障散を供す。如此御藥の儀式は三ヶ日なり。江次第に見えたり。) 三獻のたびは夜のおと、の東の戸にむかひて是をめす。薬のかみ是を持て二間より陪膳に隨ふ。立ながらめすなり。後取に給はる事皆同じ。三獻はて、御はがためをいす。一度に一盤にすふ。三日の儀是におなじ。但第三日夜のおと、より御座へ歸りつかせ給て後。かうやくをたてまつる。二ばん。(銀器に入れたり。無名のゆびに付て。御ひたひ並に御耳のうらにつく。薬師の印相なり。) 是はうちに留めらる。くすりのかみ是を取て。鬼の間よりまかりいす。こよひうちく女房に頼給なり。ひるつかた御くすりはて。上達部やうく参りあつまるほど。御裝束めさる。(つねの束帯なり。) 院のはいらいはて、左大臣以下殿上にさふらふ大臣の命につきてするより次第に殿上の座をたち。小庭をへて。神仙無名門を経て。ゆみばにつらなりたつ。上首藏人の頭をまねきて。小朝拜に候由奏するとき。御殿のもやの御籠をたれて。殿上の御いしを

廂の御座の間になつ。(かもんれう毯代をしく)六位の藏人二人是をかく藏人の頭母屋のうちにて御靴をたてまつる。すなはち御座をか、げさせて出させたまひ御椅子につかせたまふ。藏人頭出御のよしを大臣に仰す。群臣仙花門より入て。長橋(かねて是をとる)の砌のもとよりねりす、練進みて御座の間のとをりにたつ。つぎつぎの人皆つらなりたつ。(上一二人の外ねらす)四位五位うしろにたつ。六位又其うしろにあり。皆たち定りて。拜舞すつねのごとし末よりしぞく三四人をのこして上首まへよりねりてしりぞくなり。群卿退てのち入御くらうごの頭御座御靴給はる事さきのごとし。御はがため朝がれぬなど。此間びんぎにしたがひて内々朝餉にてまいる御はいせんには第一の上臈の女房なり。内侍命婦(進物所別當)など此役にしたがふ。

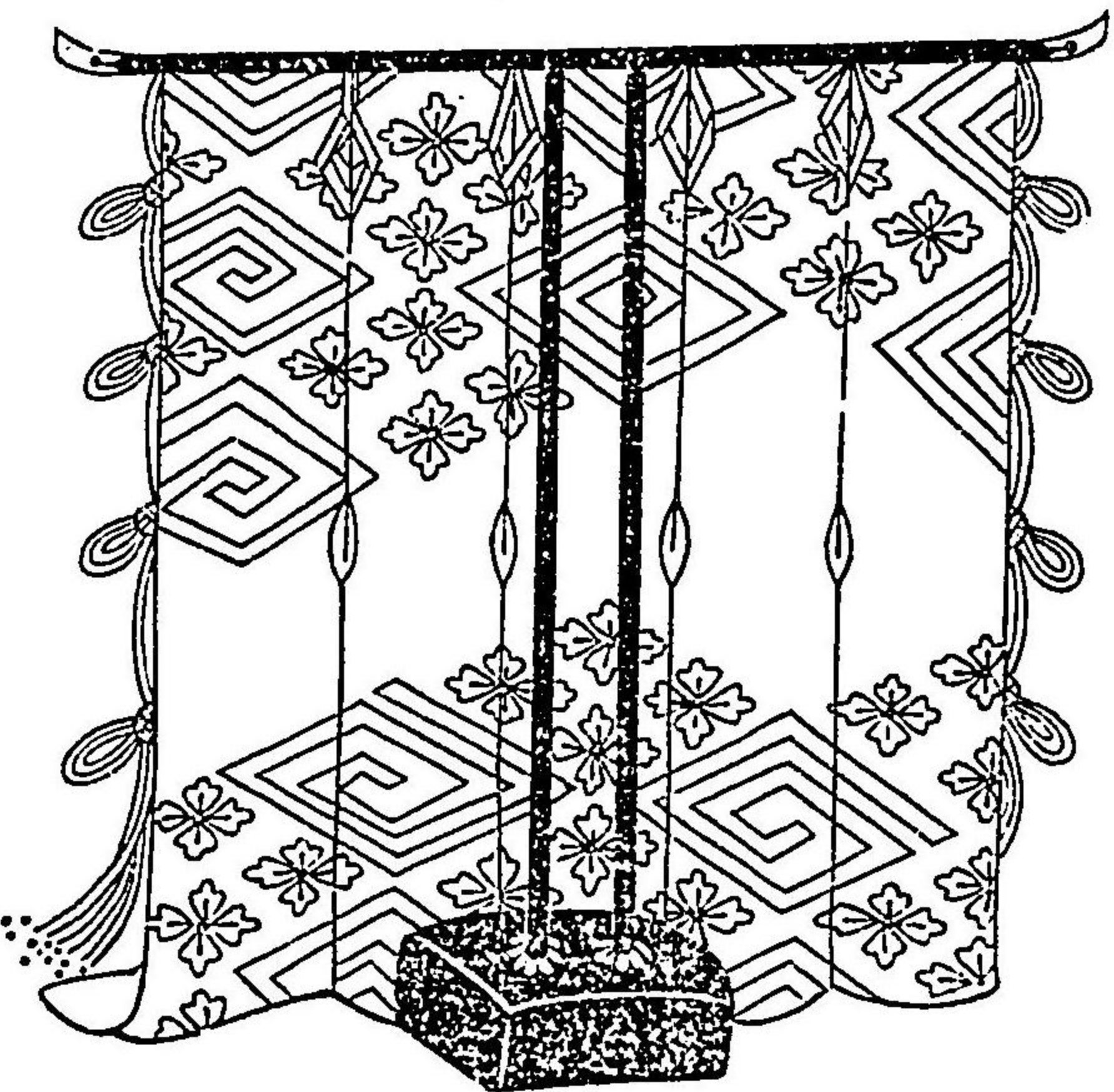
(百敷)者謂大内敷設百官座之故也。(廿年春秋)蓋自文保二年到建武五年之間是乎。(殿司)後宮職員令曰掌下供奉輿轡膏沐燈油火燭薪炭事。(掃司)後宮職員令曰掌供奉牀席灑掃鋪設事。(四方拜)始于嵯峨天皇弘仁九年。月乎見内裏儀式。(藏人)弘仁元年三月初置藏人所。有別當頭五位六位。(小舍人)藏人所小舍人也。建曆御記曰小舍人六人近代及二十二人。多補史生。(大宋屏風)江次第禪閣抄曰畫唐人打毬也。光義按圖畫大宋國打毬嬉戲騎。故稱大宋御屏風乎。(主殿司)職員令曰主殿寮頭一人掌下供御輿蓋笠等。輿轡帳帳湯沐浴掃殿庭及燈燭松柴炭燈等事。(泚)侍中群要曰御泚時承仰藏人召練綾於藏司。或召練絹又承仰藏人取弓可候歟。(御掛)侍中群要御掛篇曰口傳曰侍臣之間撰毬事之人供奉無定例。御髮又如此有常色掛。但蘇芳或紫掛也。(黃檳染)嵯峨天皇弘仁十一年正月始用黃檳染衣。延喜縫殿寮式曰綾一匹黃檳十四斤蘇芳十一斤。(清涼殿)在南殿西云。中殿或御殿。天子常宸居也。(布毯)一作布單。内裏式曰鋪六幅布單於軒廊。鋪六幅兩面於其上。人不致踏。兩面邊布單聽御前命婦等踏。光義按布之毯。

代乎毯者毛席也注下。(屬星)貪狼星(子年)巨門星(丑亥年)祿存星(寅戌年)文曲星(卯酉年)廉貞星(辰申年)武曲星(己未月)破軍星(午年)見于拾芥抄。(褥)和名鈔曰唐韻曰褥而對反。此間爾久。毛席名也。俗以獺皮等爲之。云云。禪閣抄。一條兼良公江次第之抄也。後皆稱禪閣抄。曰褥者紫絹也。内藏寮供進光義按上古以毛皮爲之。後世代絹乎。北向にて天を拜。内裏儀式曰北向再拜。天西北向再拜。地以次拜四方。(香花燈)西宮記曰淺香二薰陸香二青木香入江次第曰燒香具有香爐并香宮。近代用土器。花作花盛。中境置折敷高坏。灯亦同。(式宮)江次第曰入内裏儀式也。云云。(兩段再拜)北山抄曰本朝之風四度拜。神謂之兩段再拜。本是再拜也。而爲異。三寶人庶。四度拜之。仍兩段也。天地四方依唐土風。只用再拜。陰陽家諸祭如之。二陵任本朝例。各兩段再拜。(兩面短帖)兩面者有輪違之文。高麗錦也。見于大饗雜事。(挿鞋)名目抄曰天子着之。臣下不用之。但法中用之。延喜内藏寮式曰挿鞋十五兩。(三兩神熊料)兩別料面淺紫綾裏白綾中黏絹調布紙三張。糯米一合。縫紫絲一分。底牛革二條。以下畧之。(臺盤所)建曆御記曰三間北間敷黃端盤。東倚子其南。女官簡入。發辛概朱臺盤上有御膳棚云云。(御直衣)同記曰引直衣有帶昔只引歟。近代用帶前普通直衣小短程着也。直衣冬小葵櫻裏夏單文如。臣下冬小葵白。一衣有單紅打衣張袴畧儀生袴。如女房。(畫御座)在清涼殿。平敷御座曰畫御座。有疊茵等。(承香殿)在仁壽殿北。或女御后等以此殿爲御在所。例有之。(几帳)類聚雜要曰。四尺几帳。帷夏白生平絹以白泥。野筋秋草畫之。又次樣繪胡粉用之。几裏白粉張也。紐冬濃打又黑打夏生絹黑染色也。冬面額緞三丈裏三丈紐四丈五尺。黑染九五幅長六尺。幅別如巾紐。付之。

几帳表圖



裏圖



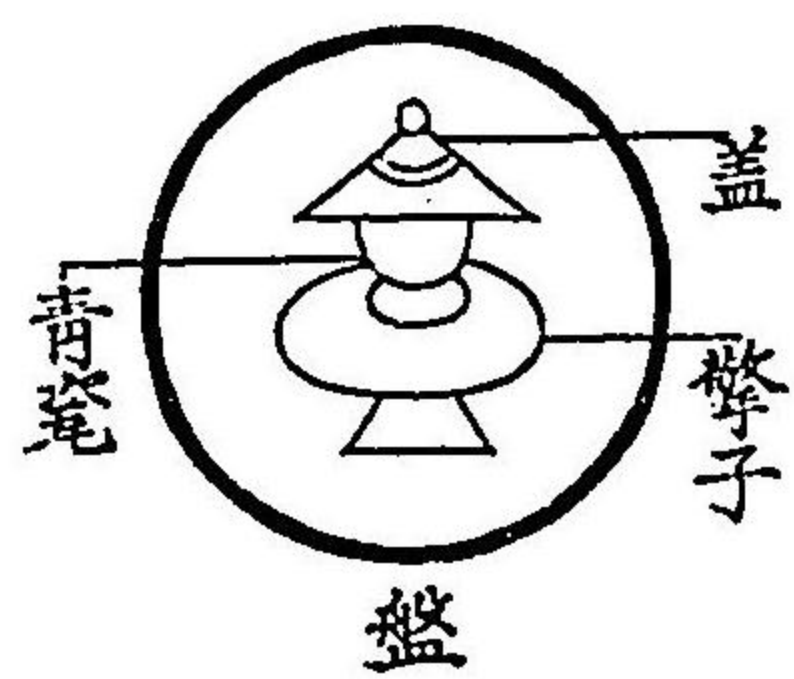
凡几帳有三尺几帳四尺几帳枕几帳之品

(里内裏)非大内以里第爲御在所之名也園大曆曰堀川院(花山院)一條院(三條院)東三條(後冷泉院)土御門殿(崇徳院)閑院(四條院)五條邦綱宅(安徳天皇)押小路烏丸(順徳院)冷泉宮小路(後深草院)二條高倉(後宇多院)土御門東洞院(太上天皇)光義按應仁亂後大内裏未及造立也 (鈎丸)付御籠之鈎也 (典侍)内侍司之次官也 後宮職員令曰典侍四人堂同 尚侍唯不得奏請 宣傳若無尚侍者得奏請宣傳

(尚藥)後宮職員令曰尚藥一人掌供奉醫藥之事 (石灰壇)在清涼殿内南間以石灰塗之故號乎委見于大槐秘抄 (後取)藏人式曰侍臣堪大飲者奉仕 (鬼間)在臺盤所南建曆御記曰二間格子也南間常不上有覆藤卷之其内南北行立御厨子置御膳具南壁白澤王切鬼繪云云侍中群要曰役供事初供御膳人先取蓋盤入立鬼間御障子之間稱警蹕其詞(生氣方色)按陰陽寮豫十一月進勘文以天子來年御當卦載之生氣者八卦方位之名也今作生家江次第曰舊年十一月廿日以前陰陽寮進勘文二通一通御忌勘文(御八卦也)一通藥子勘文(年并色見此勘文)(朝餉)在臺盤所北建曆御記曰一間南平敷二枚(北上)東北立屏風夜御殿方有障子屏風 光義按於此所朝夕御膳供之也見于侍中群要禁掖秘抄 (勾當内侍)建曆御記曰掌侍六人此内以一内侍爲勾當隨補日爲二二(内侍)光義按只稱内侍者是掌侍也掌侍者内侍司之判官也故以一官號喚之專如男官(平額)以釵子理髮有平額居額之別口傳(御齒固)江次第禪閣抄曰齒謂人年齡也齒固者延年固齡也御厨子所進御臺二本膳司供御齒固七坏云云江次第曰大根一坏荒串刺二坏押粘一坏(切盛置)頭煮鰯鮓一坏(同切)置頭二串(猪宍)一坏(以雉代之)鹿宍一坏(以田鳥代之)之精進物供於第一御臺 (采女)後宮職員令曰其貢采女者郡少領以上姉妹及女形容端正者皆申中務省奏聞 (刀自)建曆御記曰刀自御膳宿臺所各別也衣唐衣體也結中但近代只衣結中着唐衣是一向御膳役者也 (蓋擎子)禪閣抄曰蓋青瓷之蓋也擎子者青瓷之尻居也蓋擎子者女藏人役送之時留青瓷計一蓋尻居每度持返也

蓋擎子盤之圖

(青環門)有左右殿上之南也(典藥)職員令曰掌下諸藥物瘵疾病及藥園事(侍醫)職員令曰掌下供奉診候醫藥事光義按侍醫於令者爲中務省之被管內藥司被接官然寬平八年以內藥司一併典藥寮故侍醫亦爲典藥寮被接官而隸宮內省也(宮內省)職員令曰掌下出納諸國調雜物春米官田及奏宣御食產諸方口味事(先掌)江次第曰先煖御酒以御藥入於酒名之屠蘇盛別器宮內輔典藥頭侍醫等三人一々進膝突嘗之依位階皆用別坏(藥子)西宮記曰仰更衣典侍并近習女房等令擇年齒相合者云云年中行事秘抄曰荆楚歲時記注曰四民月令云正月飲酒先小者以小者得歲先酒賀之老者失歲故後與酒(御塗籠)是則安置劍璽之處也(本文)千金方曰入三升溫酒向東戶飲之各三合(切紙)之體雲岡抄曰舊年晦日押之殿上角柱



後取

元日
朝臣
二日
三日

雲客所役抄曰行事侍中定其人三人書紙屋紙元日四位二日五位三日六位勤此役或又令召堪大飲者云云(管樂)延喜式曰千府萬病膏也江次第曰忌名タウヤクト稱ス云云(小朝拜)禪閣抄曰朝拜者於太極殿被行之百官悉預至小朝拜者仙籍之外不列之(御裝束)裝束抄曰小朝拜御位袍御靴云云光義按稱御位袍者則黃櫨染御袍也(左大臣)職原抄曰官中事一向左大臣統領之故云一上(神仙門)在西方殿上南西向青鏤門內(無名門)右青鏤門南殿上南(弓場)光義按弓場謂按音殿前庭乎(母屋)江次第(大臣大饗第一納言經階中央並篋子敷入自南廂西一間並母屋一間著南座)

光義按母屋者寢殿之中央間廂之內也(掃部寮)職員令曰掌薦席牀簀苦及鋪設酒掃蒲團葦簾等事靴時珍曰釋名曰靴皮履也所以華足故從革華(仙花門)在南殿乾明義門北(長橋)花鳥餘情云長橋とは御殿より南殿へ通ふ廊也(列立次第)北山抄曰御座定後親王以下入自仙花門列立庭中參議以上一列五位以上并孫王一列六位一列第一人當御座若人多時者漸々北進雨儀參議以上列立仁壽殿西階下侍臣列立南廊壁下(拜舞)者舞踏亦同拾芥抄曰舞踏事再拜置笏立左右左居左右左取笏小拜立再拜(江談抄曰宗岡秋津詩今宵奉詔歡無極建禮門前舞踏人(御齒固)朝餉之御齒固謂之協御膳類聚雜要曰供御脇御齒固六本立付御臺盤所貢之光義按又稱御節供是乎(源氏玉葛河海曰御齒固事見掌中曆六本爲一前一一本(煮鹽鮎鮎鮎押鮎火干皆上置鮎串差)一本(鯉鳥鹿猪皆隨盛物串差置上但貫三)一本(瓜漬茄漬蕪大根)一本(屠蘇白散窪坏空蓋)一本(酒蓋窪坏四口)一本(鏡相具鮎大根)(進物所別當)拾芥抄曰以公卿近衛次將爲別當

元日の節會。其儀小朝拜はてぬれば。内辨の大臣。陣の座につきて事を行ふ。(もし第一の人にあらずして。位次の大臣ならば内辨に候べきよしを職事をもて被仰なり。)大方よろづの公事を一上たる人は前をわたすまじきや。陣のはしの座をはかりて。藏人をまねきて外任奏をそうす。(はこのふたにいれたり。)藏人内侍につけて奏聞す。これを御覽じて返したまふ。(又諸司奏之諸司奏は内侍所につくべきよしを奏す。もししばし程をへば。うちにこゝめをきて出御の期にのぞみてかへし下さすべし)七曜の御曆はらかの奏など内侍所につくべきよし奏す(御曆腹赤の奏など古は庭にす、みて奏しけるとかや)主上出御臺盤所にて。典侍劔を内侍につたへたふ(ゐてこれをつたふ内侍是を取てやがてたつなり)左の内侍。とりり障子をいで、す、む。額の間にい

たる。右の内侍^置しるしのはこを給ふ事^置の^置とし。御後にさぶらふ。孫庇^{孫庇}にえんだう布^{孫庇}を敷。長橋ならびに紫宸殿の御後。西の北向の妻戸のもとまでこれをしく。^{階上}（さざはしのうへにはしかず）藏人ならびに近衛の^{大將}すけごもし^階そくにさぶらぬ。上首のすけ二人^階劔聖の内侍を扶持す。（しそくをさる。或はとうず。）關白ひさしの二の間のまへにさぶらひて。笏をさして御裾をさる。藏人頭御挿鞋を奉る。關白の裾をば藏人後にて是をなす。うるはしくはこれをさらす。命婦四人藏人四人御供にさぶらふ。是を威儀の女房といふ。鬼の間の鳥の障子より^出いで、大床子の間より廂に出て御供に候。主上御後にいらせ給て御粧物所の御いしにて御靴を奉る。左右近衛陣をひく。威儀の女房は御後の中の戸より東おくの端に向ひ座につけり。掌侍劔聖を御帳の内東のつくゑの上をく。左の内侍つたへとりて^置靴を劔のうちさまに是を置。藏人（六位）式の篋を右の机にをく。主上御帳内の御椅子につかしたまふ。近衛の陣けいひちす。關白御裾をく^總りをく。（そばにた、みおく常のごとし。或は御椅子のうへをこして御うしろにこれをた、みをく。）内辨陣の座をたちて陣のうしろにて靴をはく。是よりさきに諸卿外辨につく。内辨宜陽殿の兀子につく。掌侍左東の廂の南の妻戸より篋子にす、みいでめしの由を仰す。内辨座を起て稱唯す。内侍かへり入。藏人の頭これを扶持す内侍は二人ともに御帳の西つしやうじの内。（通障子をこをり障子といふ人あり。ひが事なり大なるついたて障子にみすかけたるなり。）床子二脚あり。つきてさぶらふなり。（うるはしくははるすまへにゐるなり）内辨^{軒廊}こんらうよりいで、（一位は一の間。二位は二の間）みざりに進みてねりはじむ。初左近陣の南のはどりにす、みてたつ。内辨す、む程近衛ぢんになつ。内辨に家禮の人はしりぞく。西むきにて一揖。いぬむきにて謝座。（二拜なり。）又一いうして歸り入。（或西向にて二拜一揖或は皆揖も拜も乾向或は揖を畧する事もあるなり初を畧し後を畧す説々なり。ねりとさまる時は

右の足をこまかに左の足をのべて練めぐるなり。すべて太刀のさき下重のしりかうむりのさきはたらかず。又とこほらすしてむらなくす、むをよしとす。故質^置もあるなり。）櫻の木をすぐるほごにねりとさまる（ねる時ねらざる時けぢめさだかならぬものなり）堂上^置のぼりてはじめの兀子につく座のうへの方にかへりみて開門つかまつれと仰す。左右近の將曹門にむかひて門をひらく。戸びらをた、くなり。開門つかまつりぬるよし陣官軒廊のはしの邊にてこれを申す。内辨又仰せていはく。關司座にまかりよれ。陣官又是をつたへて關司を門下にす、む。歸りまいりて^{關司}あし座につきたる由申。内辨舍人をめす二聲。（笏をちかくあて、いきをちらさず）大舍人いらへて少納言に告しめす。少納言門より入てはしりて版につく。（はしる事五位は五尺四位は三尺ばかり）内辨^{大夫}宜^{途召}ま^召ち^召き^召ん^召だ^召ち^召め^召せ^召少納言稱唯してかへり出。（諸卿を次第にめすなり）外辨の公卿門の左のとびらより入て。（南座に列立す。）次第にへうにつく。第一の人ねる也異位重行（大臣のうしろに大納言。其うしろに三位中納言。其うしろに四位宰相。二位中納言は大納言の末におめる。三位宰相は中納言の末におめるなり。）列さたまりてのち。内辨仰云^數し^尹き^尹ん。群臣謝座（二拜をいふ）次に造酒正軒廊よりす、みて。外辨第一の人のまへにはしりて。ひざまづきて空盞を持ってこれをさづく。第一の人相跪て。笏を置てこれをさる。造酒のかみ歸り入。櫻の木のもとに至る程に。立て謝酒。（二拜をいふ）群臣一同なり。謝酒をはりて造酒正すみよりて。盃をかへし給りてかへり入。外辨の人^一次第にす、みて堂上にのぼる（南のらん^一にそひて左の足を先にす。くだる時は北のらん^一にそひて右足をさきにす。はしの中をうやまふこ、る歎但いづれも南を用る人もあり。）大臣大納言は^奥し^奥につく。親王中納言^奥おく^奥につくべし。但又大中納言人數おほき時びんぎにしたがふべし。内辨御膳を備す。下殿してこれを仰す。内膳のかみ已下南階のもとにす、む。けい^置ひ^置ち^置の^置聲^置を^置聞

て群臣たつ。是より前采女す、みて草墊につく。役送のうねへ御づし所の中のはん二つもちてす、む。陪膳のうねへ。(かみをあげたり。役送はあげず。)御だいはんのおほひを(雨めんなり)とりて二つながらをの御ばんにすへて是をまかる。くだ物もとより御臺盤にあり馬頭ばんはしかひおなじくあり。臣下のたいばんにもくだ物箸と兼てすへたり。晴の御膳四種以下八ばん供じぬれば。やがてわきの御せんを供す。もし程を経ば内辨もよほすその詞に云御後に職事や候。わきの御膳とう。(或はのこりの御せんともいふ。)五位藏人西の階のへんすのこにて是をもよほしおこなふ。おほよそ御膳のくさく。其名はあれども其形いづれともわきがたし。内膳なごたしかにいたたつねとはず。てんせいひつらかつこけいしんなどやうの物なり。こんどむさくべいは目ぢかきものなれば。さためて人もおぼつかなからじ内辨臣下のこんどんをもよほす大辨の宰相につたへてちいさわらはを二聲めして仰するなり。内堅こんどむをすへをはりて。大辨の宰相御はしを申す。内辨に氣しよくす。内辨天氣に候ふ御はしくだる(うるはしくはめさずして。扇して御はしのたいのかねをならすなり)臣下みなこれに應ず。(箸をさるなり。)次にあつものを供す。(蛇のあつものなり。た、あつものといふ。)進物所御づし所たかもりひらもりまで例のごとく供じをはりて。其由をうねへ内辨に申す。内辨はんしるをもよほさしむ。こんどむのごとし。すへをはりて大辨御はしを申す。(但我まへのはつるをばまたす)内辨の奏さきのごとし。御はしくだるさきのごとし。但本儀にまかせてかねのかひはしをたつ。(今の代のごとし)臣下おなじくはしをたつ。次に三節のみき供じて後。一二こんを供す是も本儀にまかせて今はうるはしくめすなり。臣下の一獻。(大臣さきのごとく供す。大方大辨なき時には。末の宰相物をもよほすなり)さけのかみさかづきをもつ。内堅へいじをもつ。その人のまへにてさけのかみうけて。平をとなへてをの

す、むるなり。おくの座は内堅のかみさかづきを取る酒のかみに同じ。内辨座をたちて軒廊にて國柄をもよほす。吉野のくすうた笛を奏す(かたのごとくなり)次に二獻。一こんのごとくをはりて。内辨の座を立て。磬屈して奏してはいく。まぢきんだちにみき給はん。天許をはりて。参議一人をめして。是を仰す。うけたまはる人。座を立て稱唯して。末より内辨の後に。けいくつしてたつ。内辨仰云。まうちきんたちに御酒たまへ。参議うけたまはりて軒廊にくだりて交名を取てかへりのぼる。南のすのこ第二の間の西のはしの邊にて是を仰す。一揮してあさくふかくふた、びかへりみるていなり。座にかへりつく。次に三こん二獻に同じ。裏をはりて立樂あり。日月花門より左右の樂人春庭樂を奏して馳道に進む左右をのこ二曲(萬歳樂地久賀殿長保樂などなり。臨時の勅によりてこの比をのこ三曲もあり。大方ちかごろは此事なし。當代ふるきにかへりておこされたり。)舞をはりて内辨くだりて陣につく。宣命見参をめすなり内辨文杖を持て東階をのぼりて東のひさしの南の戸より入て。おくの小間を西へをれて。御帳の東屏風のもとに立。内侍右にいで、屏風のつまより右の手してこれをとる。(左の手してはあふぎをとる。)御帳のはづれにゐてゐざりよりて。御座のどほりにいたりて御帳の方へいさ、か向ひて。杖を左のつくろに掛けてさしす。主上是をとらせ給て右のつくろに置せたまふ。(左の御手にて杖をとりて右の御手にてこれをぬくはた袖ごしにこれをとる。手をいだすべからず)内侍杖をとりてゐざりてしぞく。杖を御帳の東御帳臺の下にそへてをく。(すべて白きつえは御帳の後にをく。返すべからざる故なり。くろきつえはひがしにそへてをく。やがて返し下すべきが故なり。)内侍しぞきてのち宣命見参をのこ是を御覽じ給て。左の机にをかせ給ふ。文のさきをいさ、か机よりさし出すなり。内侍是を見てす、みよりてこれを取。(きぬのひとへごしにとるなり。)杖にとりそへてかた手に持て内辨に返たぶ。内辨内

侍をまつほどはいさ、かしぞきて。劔のしりを障子にあて、立なり。(賢聖の障子なれば第五倫のほどにあたるなり。)返給て右にめぐりて。元の道をへて軒廊にくだりて。つえを返したびて。文を持てかへりのぼる。参議をめて宣命を給ふ。参議内辨のうしろにす、みてけいせちしてたつ。笏をさすがごとくして(うるはしくはさ、す。)文を給てさくにとりそへて本座にかへる。宣命もちたる宰相は。大臣にも禮をいたさず。なべては大臣のおきみには宰相けいせちするなり。内辨已下殿左近の陣の南の邊にたつ。大納言以下皆始の列のごとく。異位重行す。宣命使下殿して。こんらうよりす、みて諸卿のうしろをへて。口花門の北のどびらにあたりて。い^掛うして(これを曲折の掛といふ)西におれて。(夜に入らずは西に向てのちねるべし)宣命のへんの南にす、みたつ。冠のかげの版にあたるほど、いへり。揖して笏をさして宣命をひらく。先開きていさ、かあげて後おし合て右の方へ出す。群臣再拜又さきのごとく宣^制せしす。群臣拜舞す。宣命使拜のほどにふみをまきてしりぞく。揖を群臣の後の拜にあはするなり。(あながちあはせずといふ人もあり。)いさ、かまへにす、む様にて。右へめぐりてさきのごとくしりぞく。曲折のいうさきのごとし。堂上の座につく。群卿かへりのぼる。宸儀御はしをぬきて入御。大將けいひちす。大將なくは内辨是をせうす。近衛の陣のけいひちは左上首一人するなり皆するはひが事なり。内辨已下はしをぬきてまかりいづ。宸儀入御の御みち以下御供の女房等出御のごとし。せちるのほど火きえたらば内辨さしあぶらをもよほす。其詞云御後に職事や候。さしあぶらといふ。女じゆ(はかまきぬきたり。)あぶらをとりかふ。おくの座の人のみち北の小間をば親王ならびに左右の大臣内侍などの路なりその外は中間をふるなり本殿に還御の、ち女房はいせんにて夕の御膳を供す。

(内辨)於承明門内辨備庶事之名也猶云上卿於即位以下諸節會稱内辨於諸公事稱上卿者共

同(陣座)左近陣者日華門内右近陣者月華門内也光義按左稱左仗右稱右仗(外任奏)禪閣抄曰諸國守介等或任符未給或雖給任符未赴任或爲濟權政入來者朝參預節會之者註名以奏聞之名也(諸司奏)所謂中務御曆奏宮内省氷様腹赤奏若當卯日六府進卯杖奏等是也(七曜曆)禪閣抄曰七曜御曆日月火水木金土謂之七曜具注曆(腹赤奏)古説曰腹赤魚者鱈魚也出自筑紫宇土郡長濱今按出自肥後國玉名郡長濱濱一號爾倍魚是也江次第抄曰天平十五年正月十四日大宰府進之每年節可供之由被定年中行事秘抄亦同(進庭奏事)見于貞觀儀式内裏式等(紫宸殿)南殿是也建曆御記曰御帳如恒無几帳有御子狛犬立御侍子御後按紫宸殿後廊也(關白取御裾)關白不候之時藏人頭候御裾(大床子間)在清涼殿御帳間南悉注下(御裝物所)江次第曰南殿北障子北東西行雙鋪小筵二枚其廻立大宋御屏風二帖(東向開戸)其内立朱漆小侍子爲御粧物所(御璽)建曆御記曰御璽者神代有三璽其一也子細雖多不能注其後爲寶物傳來云云神璽自神代于今不替上以青色絹裹之以紫絲結之如網内侍持之間下緒指入程緩此二夜御殿帳中御枕二階上案覆赤色打物自内藏寮進之内侍雖持之目不取之典侍取之傳(警蹕)唐類函曰漢書曰出警蹕又東漢記曰楊秉諫桓帝曰王者至尊出入則警蹕而行○世俗淺深秘抄曰警蹕開口云云(外辨)禪閣抄曰第二大以下於承明門外辨備庶事故曰外辨(宜陽殿)在日華門北(稱唯)者塞口見于世俗淺深秘抄(軒廊)南殿之東廊也西禮之時軒廊在干西也按軒廊出入之事詳于達幸故實四節八座抄(謝座)延喜式曰凡公宴賜酒食親王以下皆列庭中再拜謂之謝座禪閣抄曰謝座者内辨大臣蒙昇殿着座之詔命而先致拜謝禮也(櫻木)南殿庭樹也歷代編年集成曰本是梅樹也桓武天皇遷都之時所被植也(將曹向門)西宮記曰左右將曹率近衛八人開承明門并左右殿門(關司)後宮職員令曰掌

宮閣管鑰及出納之事 (陣官)按上古號陣吉上者是乎 (大舍人)職員令曰大舍人八百人義解曰供奉之人
 ○職原抄曰掌宮中駝使事 (少納言)職員令曰掌奏宣小事請進鈴印傳符進付飛驒函鈴兼監官印
 (版)禪閣抄曰版位者定群臣并百官列位職員令曰刻木曰版列立曰位中務省式曰凡元會前一日錄率史生
 省掌等置版位於大極殿前龍尾道上其數并相去丈尺見儀式云云 (標)定百官列行之本也和訓シメト
 云夫木集云白馬歌 庭の面しめとる程になりけりはやあを馬も引わたさなん立標行立次第見于四節八
 座抄 (敷尹)敷尹ハ敷居トナリ (空蓋)禪閣抄曰空蓋者未盛酒之蓋也故上首人乍捧拜之是今日可賜
 恩酒之義也 (謝酒)延喜雜式曰謝座訖行酒人把空蓋授貫首人一跪受蓋再拜謂之謝酒 (着座)北山抄
 曰親王南面大臣北面着入自中間北邊着南人入自南廂着親王并非三木着北近例中納言以下相分着北
 依公卿員數多歟四位參議着北三位參議着南但大辨雖四位着南云云 (內膳正)職員令曰奉膳二人掌
 總知御膳進食先嘗事職原抄曰正一人奉膳一人(近代奉膳乃爲正)按神護景雲二年二月以奉膳二人爲正
 一人奉膳一人 (草墊)采女懸腰之物也以錦張之延喜式曰草墊二枚高一尺三寸徑一尺六寸料將二圍等
 八兩大 (御厨子所)拾芥抄曰在後涼殿西庇以內膳內藏造酒大膳及諸御厨衛府御寮供朝餉及朝夕御膳
 四位殿上人爲別當以民部大輔五位爲預也 (晴御膳)江次第曰內膳入自月花門供御膳正以下令史
 等又手前行登南階第一級采女等迎取供之供八盤酢酒鹽醬餛飩餅餠餅心進物所於西階受御盤
 次次膳自西階供之餛飩子黏餠餠團喜云云 (晴御膳)南階(內膳司奉)之 (掖御膳)西階(進物所御厨子
 所奉)之 (黏餠)和名抄曰油餅名也黏作似人臍臍 (櫻餅)和名抄曰字亦作綴羅餅名也 (餛飩)和名抄曰
 餛飩俗云餛飩四聲字也曰餛飩餅名也煎餛飩作湯餛飩 (桂心)光義按非藥木是又唐菓子餅餛飩之類乎和名
 抄唐菓子八種之內有此名也○和名抄曰歎喜團以品甘物爲之或說曰一名團喜今案俗說梅枝桃枝餛飩桂
 心黏餠餠餛飩子團喜謂之八種唐菓子 (餛飩)和名抄曰四聲字也云餛飩餅餛飩餛飩餛飩 (餛飩)和名抄曰
 抄曰麵如索繩也 (內膳)延喜太政官式云凡校書殿及內膳所者聽太政官并辨官所仰事 (臣下給)餛
 飩江次第曰大膳大夫率內膳役送之 (進物所御厨子所高盛盃盛)江次第曰供進進物所御菜(窪器)二
 盤物六汁物二并十度次供御厨子所御菜二盤一八坏(盤物六燒物)二一四坏(汁物二燒物)二 (三節御酒)北
 山抄曰甘糟也用青瓷蓋不給臣下或書曰甘糟三坏一坏糯米一坏黑米一坏白米云云(唱平)帝王編年記仁
 明天皇承和二年三月十五日順曉阿闍梨語曰依大乘開文之法治病之人許鹽酒但同座之次不得唱平云
 云按唱平ハ酒ヲシキル事也平カニ聞召セト云心カ (國栖)見于日本紀應神天皇十九年紀延喜宮內省
 式云凡諸節會吉野國栖獻御費奏哥笛每節以十七人爲定(國栖)十二人笛工五人 (仰御酒勅使)禪
 閣抄曰御酒勅使者給酒於侍從幄之勅使也非謂參議參議奉勅而撰侍從四人爲勅使外記進交名是
 也 (淺深願)禪閣抄曰今案近代雖無幄座之侍從猶有召勅使者存古風也抑參議再願者召左右大夫
 之由也東禮之時深願者召東帳大夫次淺願者召西帳大夫也 (日月花門)南殿前庭二門也東號曰花門左
 近陣是也西號曰月花門右近陣是也 (左右樂人)以唐樂爲左樂以高麗樂爲右樂萬歲樂賀殿左樂也地
 久長保樂右樂也 (春庭樂)體源抄曰此樂從五位下和爾部大麻呂所作也 (萬歲樂)文獻通考曰唐武后所造
 也當此時宮中養鳥能人言又常稱萬歲故爲樂以象之又曰鳥歌萬歲樂 (地久)作者未詳 (賀
 殿)體源抄曰此曲者承和帝御宇令判官藤原真敏渡唐遇于麗承武傳習音樂廣弘本朝也是其隨一也
 (長保樂)體源抄曰以年號爲樂名又云長浦樂 (宣命見參)江次第曰內辨着陣而外記奉見參內記奉

建武年中行事第一

奉_二宣命_一 (文杖謂_二之稱頭_一劉向曰鶴書謂_二鶴頭書_一古者用_二之招_一隱士_二也 (宣命)柱史抄曰依_二例狀無_一內
 覽草奏等_一内記式曰元日朝賀依_二有_一滯故延用_二二日三日_一其宣命之辭猶稱_二朔日_一云云宣命文見_二于柱史抄朝野
 群載_一柱史抄曰唐蘭曰宣布也徧也通也命使也敎也詔也訓也 (賢聖障子)古今著聞集曰南殿賢聖障子者
 寬平御時始被_二壽也馬周房玄齡如晦魏徵(東一間)諸葛亮趙伯玉張良第五倫(東二間)管仲劉禹錫子產蕭何(東
 三間)伊尹傅說太公望仲山甫(東四間)李勣虞世南杜預張華(自_二西四之間_一)羊祜楊雄陳寔班固(西二間)桓榮
 鄭玄蘇武倪寬(同二間)董仲舒文翁賈誼叔孫通(西四間) (磬折)禮記曰立則磬折垂_二佩注云綏折如_一磬之背_一
 也 (宣制)江次第曰謂_二押_一合文_二右顧_一也光祿按宣命端詞衆聞食宣是一殿宣制歟又與詞宣布是一殿宣制歟依_二
 公事_一宣制段有_二異乎 (大將)平城天皇大同二年四月廿二日勅以_二近衛_一爲_二左近衛_一以_二中衛_一爲_二右近衛_一云々
 (警蹕)西宮記曰節會警蹕事宸儀入御之時離_二御座_一二三尺許_一稱_二之宸儀出御之時立_二御座前_一欲_二居給_一之間稱_二
 之節會之日若無_二左右大將_一乃宰相中將或日上卿稱_二警蹕_一

建武年中行事略解卷第一終

建武年中行事略解卷第二

二日二宮大饗なり。玄輝門の東西の廊にて此事あり。ちかごろはたえしかば其義をしるさず。大内などいでき
 て。中宮春宮おなじ御所さだめて。おこなはれなにかし。さしたる公事にもなけれど。けふあすはかんだち
 め。所々にまうづるなり。さるべき人殿上にさふらへば。臺盤所にめして御對面あり。女房ども心つかひある
 べし。女房の御方には扇をさしたり。よせあるかんだちめなごめし入られたるおりは。皆扇をぞをくめる。御
 藥の儀昨日におなじ。三獻はて、大床子にうつらせ給て。あした夕のおものまいる。陪膳御藥におなじ。や
 くそ_二の女房また同じ_一。

(二宮)者中宮東宮也(玄輝門)者北面之門也號_二北陣_一又謂_二北廊_一(大内)南北十町自_二一條_一至_二二條_一東西八
 町自_二東大宮_一至_二西大宮_一有_二南朱雀門北偉鑿門東陽明門西殿宮門以下十二門_一也殿舍堂院樓閣悉備謂_二之大
 内_一又以_二里亭_一准_二大内_一爲_二御在所_一謂_二之里内裏_一(中宮春宮御所)建曆御記曰女御飛香舍弘徽殿已下皆有
 例東宮弘徽殿(后宮又有_二同殿例_一也)擬_二華舍昭陽舍_一ナド也 (臺盤所召事)建曆御記曰被_二聽_一臺盤所_二人執柄
 並子息ナドハ勿論其外殊難_一去大臣納言之間兩三人可_二定近代旁子細面々所望之間及_一數輩_二御乳父必聽御外
 舅勿論乳父子モ一人ナドハ聽之○侍中群要曰御前召事於_二朝餉方_一召者渡_二御裝物所前_一候_二南馬形障子坤角_一
 隨_二召參時直到_一御簾前_二承_一女房傳宣_一(女房)有_二上臈小上臈中臈下臈之品_一建曆御記曰凡女房上臈小上臈
 内侍外不_二入_一夜御殿朝餉内_二只中臈渡_一朝餉_二下臈不_一渡_二之 (大床子)者清涼殿大床子御座也建曆御記曰
 大床子三脚敷高麗非_二疊端_一ヲ疊_二弘サニシテ有_一裏圍座一ツ脇足一ツ○又曰凡御膳大床子御膳(朝夕近代一

度供之朝餉(朝夕夜供)皆一度供之

三日もかはらず春宮も御くすりの儀はおなじ。はいせんはしかるべき上臈の女房なり。元日節會に。御元服の
のちはまうのぼり給べけれど。その儀なくば。御せんは御薬のついでに。三こんはて。おなじひらしきの御
座にてまいる。

(上臈女房)建曆御記曰不謂是非二三位典侍號上臈按是三位之女房候東宮也(平敷御座)建曆御記
曰平敷堂二帖(經細南上)中央茵一枚(中唐綾端錦裏打)

二日三日おなじ。中宮御くすりも同じ事なり。御れむはもとよりたれたれば。こくげんに。御座の次の間を中
はんにあぐ。御ばいせんはみくしげなり南宮のなめには。おもとくすし一人參るなり

(御匣殿)建曆御記曰非女御更衣儀一只御所中之沙汰人也(侍醫參春宮事)延喜式曰春宮坊元日典藥寮官
人侍醫等就案下(即調藥酒侍醫先嘗次進嘗之)

二三日のあいだ。辨官藏人など吉書そうもんすれば。ひの御座にて御らんす。辨官もしはくら人文杖にはさみ
て奏す。まづ年中行事の障子のもとにて天氣をうかふ。御氣色を見て。稱唯してまごびさしにす。む御座の
南の間にひさまづきて。殿のなげしに膝行しながらのぼりて奏す。これをとりて御せんにをく。辨しりぞきてま
ごひさしにけいせちしてさぶらふ。文を御覽す。そのさ法まづ文はしもにをきながら。かけかみをひろげて。
先かみ次に下のつまを引て左の手にてかけかみのおくをひかへて。右の手して中のふみを。かけかみのはしへ
ひきわたして。右の手して其ま、におさへて。左手して先の下をつまをひき。次に上のつまを引。さて右の
手の下なる文をもたげて。左右の手してひろげて御らんす。御らんじはて、左の手してなかば巻きよせて。右

の手をばづして。文のはしを左さまに引おほひて。左右の手して巻て左の手にてかけ紙の奥にをく。(二ある文
は。次第にそのま、見るべし)地につけながら左の手して巻て。右の手にてはしをどらへて。もたげてさきの
やうに巻をはりて御前にをく。辨杖を左に置て。(よこさまにもちたりつるを。たてさまにをくならずべから
ず。)膝行してす、みよりて。文のさきを左の手しておさへて。右の手してふみのもとを取まはして。もちて
しぞく。本座にてかたね巾。御氣色にしたがひて稱唯す。おきさまに文をまくなり。(辨官はさほうきびしく
文をならすなり。)文を杖に取りそへてまかりいづ。(文のうへにたてさまに杖をくはふるなり。横さまにもを
く)

(吉書奏) 侍中群要曰撰吉書(併解文類若美濃國解文)吉日先申(關白)或攝政殿次奏下(可結)刻於文
夾(跪候)便所(殿下)目給揖立參入云云(於)於(於)御座(奏儀)御出乃告(天取)文夾(天出)跪追(長押)候(年中)行
事障子下(以下)同(于)前文(又)曰奏書事藏人横挿之諸司奏立挿之(神事)佛事(文書)一度相共不可(奏)之
(長押) 江次第(列見)若(朝所)登(自)西(面)南階(脱)履(於)履(脱)下(於)長押上(突)右(階)之後進

殿上淵辭あり。藏人頭已下(こと)にたへたるおの(こと)もたい(ば)んにつく。六位藏人(けん)は(い)す。朗詠(二)首(今)様一
首。三獻(の)たび(極)臈(の)藏人(けん)は(い)すれば。次に(こと)さら(是)を(し)わ(し)や(う)く(わ)ん(して)ひ(も)を(は)つ(す)此(時)み(な)か
たぬ(ぐ)。今(様)の(の)ち(亂)舞(に)を(よ)ぶ。皆(席)な(が)ら(ま)ふ。六位(小)板(敷)に(て)は(や)す。藏人(頭)三(反)なり。御(い)し(の)ま(へ
に)す、み(て)ま(ふ)事(も)あ(り)。主(上)は(し)と(み)より(御)らん(す)。女(房)な(ご)あ(ま)た(障)子(の)へ(ん)に(さ)ぶ(ら)ふ。事(は)て、中(宮
に)す(い)さん(す)。そ(の)ぎ(お)なじ。但(公)卿(の)座(に)て(先)けん(ばい)。ふ(だ)の(衆)こ(れ)を(す)、む(る)なり

(殿上淵辭)雲客所役抄曰兩貫首已下於殿上有盃酌事(絃管)厨文之人隨其催獻(朗詠)雜藝等(無)定法云



鳥口金銅

九杖圖

以右手取文

杖副左手

杖末在右

袖下自懷

中取文挿

之

云二日或三日 (今様)百練抄曰承安四年九月朔日於太上天皇御所(法住寺)有今様合事撰定堪能輩卅八二十五夜一番被決雌雄師長資賢等爲判者(御倚子)西宮記曰殿上南一間壁下立御倚子按上古主上着殿上倚子召侍臣有詩歌御遊又御覽侍臣大盤也見大槐秘抄禁秘抄等(半部)建曆御記曰殿上有半部主上覽殿上所也(公卿座)按此於中宮殿上指其所設之公卿座(簡衆)此亦指於中宮聽殿上之人也中宮殿上人事見台記

五日叙位議あり。大臣已下左仗の座に候。是よりさきけふの早旦に。藏人頭已下申文をそうす。内覽はて、後朝餉にて奏するなり。文御覽じてえれと仰らる。頭已下石ばいのだんにて難なきよしの申文をもえりとのへて。硯のふたに入て御座のまへに置く。清涼殿の御雁をたれて。ひの御座の間にはしに半帖をしく。四季の御屏風を南西北にたてめぐらして。三尺の几丁を御座のかたはらに立ちそのまへのひさしに執筆の圓座をしく。關白の座もあり。南二間するは西におれて上達部の座をしく。藏人めし仰す。陣の座にむかひてひざつきにつきてこれを仰す。未まで見わたす。みなめざる、

よしなり。大臣大外記をめしてはこふみを仰す。六位外記三人宮文を持て。日花門より入て宣陽殿の壇上にすすみたつ。大臣已下座をたちて。階下をへて(雨儀御後をふ)ゆみばにす、む。大臣南廊の下にたつ。(みなみむき)納言ゆみばのうち(柱のそと雨儀にはうち)北上西めんたつ。參議東上北面なり。はこ文を取て外記まへの庭にたつ。(北上西面)關白はもとより殿上にさふらひて。こくげむに御前の座につく。大臣いうしてす、む。大納言已下みな揖す。大臣着座の後。大納言宮文を取て(六位外記ひざまづきてこれをつたふ)右青瑣門より(ひさをかけてのぼる)入てまごびさしにのぼる。御すにそひて次第にいさ、か中により執筆のゑんざのまへにす、りのはこを置く。先次の間にひさまづきて。膝行してす、みよりて硯を地にをきて。右の手してそてさまになをして。硯の下の方を圓座にむけてさしよす。げきかうして。いさ、か御前の方にむけて。笏をぬきて。ゐながら左にめぐりてしりぞく見參の板をふみならず。次の人廊のもとにす、む。次第に宮をとりて御前の座につく。一の大納言は宮文をさらす。參議一人御前につきて後。御雁を引て人々着座のやうを覽じて大臣をめす。こなたにと仰らる。大臣稱唯して揖してす、む。大臣笏をたくしくして候。とくと仰らる、時。笏を置て。右の手して二のはこをとりあげ。硯をそのあとに引よせて。硯の跡に宮を置て。文書を次の宮にうつして。十年勞ばかりをのこして。笏をさして宮を持て。膝行してす、みて。御雁のもとにてとりめぐらして。下の方を御座にむけて。御雁の内にさし入。大臣いさ、かしそきて笏をぬきて候。十年勞を御覽じて返し給ふ。宮ながら御雁をおしはる。大臣笏をさしてす、みて。御雁をいさ、かもたげて。はこを返したまはる。座にかへりて硯をもとのま、とりかふ。大臣笏を正して候。又とくと仰あり。大臣すみをすり筆を染硯のはこにある紙を二卷ながら一つ、とりあげて。よきをとりてまきかへして置く。加階はいくつばかりと尋申

す。何人ばかりと仰らる、時。そのほどをはからひて先從五位下とかく。一二人ばかりの程を置て式部民部を叙す。此間けんはいあり。院宮の御申文めしにつかはさんと奏す。勅許の後近衛將をめて是を仰す。御申文も持て参りぬれば。これをとりて奏聞す。十年勞奏するときのごとし。主上是をとりてをのふうをひらき。かげ紙を引とりて。上臈の御申文の中に残り巻かへして返給ふ。これよりさき祝の宮の申文をくだし給ふ。關白座に候は。給て次第にひらき見て執筆につたふ。か、いは小折紙にしるしてひそかにたまふなり。藏人并に氏のしやくなどをのく叙しはて。折紙にまかせて。加階をおくよりはしさまに次第にかきをはりて。年號月日を書て。はしを巻かへしてはこに入て奏聞す。是を御覽じて返給。大臣殿上にいで、清書の上卿にさづく。大中納言のあいだなり。上卿たまはりて陣座につきて。参議に仰ておりなをか、しむ。また大内記に仰て位記を作らしむ。位記を作りて宮に入て巻おほせて次第せしむ。その後また請印せしむ。請印をはりて奏聞す。是を三度の奏と云。式兵二はこにわかちて。(公卿あらば三はこなり。式一二と銘をおす。)からけてうへに下名をさして奏す。藏人御つしにをく。七日節會にをのくあかち給ふなり

(叙位)凡授位有勅授奏授判授。選叙令曰凡内外五位以上勅授内八位外七位以上奏授外八位及内外初位皆判授按叙位者叙内外從五位以上勅授故於御前大臣執筆叙之六位以下者則有定考列見擬階等之品
(左仗座)左近陣座也在日華門内仗字彙曰唐制殿下兵衛曰仗(頭已下)魚魯愚抄曰除目叙位時撰申文一事資仲抄曰於畫御座南程(大床子間也)撰之頭二人五位藏人二人(若三人從時)六位堪書短冊之者一人引捨留紙卷懸者一人計也雖藏人雜々不可候也(圓座)雅抄曰えんざといふはしとねのやうなるもの、まろくてへりばかりのかはりたる也又見大饗雜事(宮文)江次第所見叙位二宮也一宮入五位以上歷

名一卷諸司主典以上補任二卷(上下)武官主典以上補任一卷令外官一卷諸國主典以上補任二卷十年勞帳二宮入諸申文等云云(見參板)建曆御記曰清涼殿弘廂南切妻板不釘釘是號鳴板又號見參板(十年勞帳)六位諸司積年勞二而可叙爵者外記勅奏之文是謂十年勞帳見江次第叙位篇(加階)公卿以下四位以上也右尻付見江次第并中右記寬治八年記又謂一加階者別也見叙位抄(氏爵)氏舉也有王氏源氏藤氏橘氏舉凡王氏者舉孫王源氏舉非學院學生藤氏舉勸學院學生橘氏者則是定之舉也委見于叙位抄(下名)書叙位人數而給二省丞是謂下名位記請印之後書之四位五位書姓戶名六位不書戶依數書其本位無漏一人公卿不入下名見于江次第(位記請印)公式令曰天子神璽内印方三寸五位以上位記下諸國公文即印

七日は白馬節會なり。この日はこにいそがるれば。まへの日より官に仰て南殿の御裝束と、のへたり。記文にゆづりて御裝束のやうなごは元日にもしるさす。さりながらしつらひのやうはか、す。猶おぼつかなき事ありぬべければあらくしるすなり。御帳にかたびらをかけ。もやのかべしうなごつねのごとし。御帳は三方あげて(すみのはしらに帷をゆひつく)うしろはたれたる内に平文の御椅子をたつ。そのまへに火びつをすへたり。御いしの左右(前へよせて)机を立。かうらいのおほひあり。左には劍櫃を置くべし。右には式の筥を置くべし。又とごまるふみは右の机にをかるべし。火びつの前に御たいはむをたつ。(よこさま)その南に二の御たいはむ(たてさま)なり帳臺のうへに。北のはしをかけて。南をばちのたいにてこれををく。皆雨めんのおほひあり。大なるかねの器物に。くだものを入て一二の御臺をのく是ををく。其まへに左によせてうねへの草を置。も屋のひんがし三間に四尺の臺盤をつけてたてならぶ。末に八尺のたいばん一脚たつ。(たつみ

いぬめざきにいさ、かゆがめてたつるなり。北庭にかたぎるともいふ)下にこんの布をしく。うへにくだ物を
 居並居並すへならべ着かひのだいおくはしにこれを置。奥端に兀子をたつ。親王大臣のれう兩めんのおもて。納言はみ
 ざりのおもて。参議の座はながしやうじなり。御帳の正寅の方に。五尺ばかり東によせて大宋の屏風をたつ。
 内辨この所にて奏を内侍につくるなり。御帳の西北のはづれに通障子を二脚西さまにたてならぶ。その内北に
 内侍の座をまうく。廂の西二間に酒臺を置。南階の東西に左右近の胡床をたつ。宣命のへん尋常の版つねのこ
 さし。へんの東西に位記の案をたつ。(東式。西兵。上階あらば式二)参列のへう。所々のまむ。胡瓶の立や
 うなごつねのごとくなるべし。南庭(みなみいさ、か西によせて)舞臺を立たり。(梅柳を舞臺のすみになつと
 みえたり。)大臣参議まいるぬれば。加叙あらば。先これをかき入らる。奉行藏人下名をもちて大臣にくたす。
 大臣参議に仰て是をかき入しむ。やうく人々まいるあつまりて。外記しるづかさを申さしむ。いましめたり
 やとおほすれば。いましめて候よしを申。是よりさき諸司をよふこと常のごとし。外任奏くだされて御後に出
 御あり。劔璽は先つくるにをく。式笠も同じ。藏人位記のはこを。内辨の座のまへ臺盤のうへにをく。式うへ
 兵した(式二あれば二をうへに置くべし。内侍位記の宮のうへなる下名をとりて。東階にすむ。これより先
 に諸卿外辨につく。内辨宜陽殿の壇上のへんにたつ。御後に出御の由を聞て近衛の陣はひくなり。内侍東階に
 出ぬるを見て。内辨階のもとにす、みて下名を給る。内侍歸り入る。内辨宜陽殿の兀子につきてちさわらはを
 めす。二聲内堅す、む。仰云の、つかさつはもの、つかさめせ。式兵丞(六位藏人つねにさぶらふ。す、みて
 内辨のまへにたつ。(武官は弓をもつ)内辨のつかさをめす稱唯してわしりす、みてひさまづきて下名を給は
 る。本列にかへる。つかさつはもの、つかさ又同じ。二省の丞ともにしりぞく。内侍又東階にす、みてめす。大臣稱

唯して軒廊よりす、みて。謝座をはりて堂上にのぼる大臣ちさわらはをめす。二聲。内堅櫻の木のもとにす、
 む。仰云のつかさつはもの、つかさめせ。二省輔代櫻の木の下にたつ。召によりて式部輔代(五位)堂上にす
 すむ。式の宮をたぶ。二あらば歸りまいれといふ。輔代丞にはこをもたしめて又歸りまいる。又一の宮を給
 ふ。又つはもの、つかさめす輔代まいりて。宮をたまふ事さきのごとし。二省はこを丞にもたせて。をの
 案にをきてしりぞく。内辨開門仰せ開可座につく。とねりめすこと元日のごとし。公卿謝座謝酒をはりて堂上
 の座につく。内辨座を立て。叙位の宣命をとりて。かへりのぼりて。内侍につけて奏聞す。返し給て。杖をか
 へして歸りのぼる。上階ある時は。中納言の中に宣命使を仰す。しからざれば参議是をつとむ。大臣参議に仰
 て叙列を催す。式兵輔代叙人を引て前庭にす、む。輔代は案のもとにたつ。叙人は標にたつ。宣命使めしによ
 りて。す、みて宣命をたまはる。大臣以下下殿。宣命使軒廊より出で。曲折の揖して西にむきて。練て案のも
 とを経て。(式案二あるあはひなり)へんにつく。宣制のやう元日に見えたり。但後のたびも二拜なり叙人は拜
 せず。宣命使歸りのぼりて大臣己下同じくのぼる。式兵の叙人をのく案のもとにす、みて位記を給はる。輔
 代これをたぶ。案のもとにひさまづきて。給ひていさ、かひらき見る。揖してしりぞく。(いさありなしせち
 くあり式は左にめぐり兵は右にめぐる)をのく新叙のへうにたちあがる。(もとは三位のへうに立たりつる
 は。二位のへうに立あがるなり。)みなたまはりはて、輔代しりぞく。二省の叙人。たがひに見あはせて。馳
 道にす、みて一同に拜舞す。次第にしりぞく。大臣己下下殿してをのく拜舞す。(これを親族の拜といふ。
 本儀は加階給りたる人々のよせある人々悦ぶ心なり。今の代は皆立なり。立様宣命の拜のごとし)左右の大將
 下殿して。軒廊にて白馬の奏をさる。御監しよをくはふ次將これをとりつぐ。隨身に仰て文を杖にはさましむ。

左右にも進む。左もし大臣ならば。右東の庇にござりて立。大將一人あらば左右ともにとる。大將候はずば内辨これをとる。御覽じて西の机にをかせ給ふなり。白馬渡わたる。先左。次に右。かみすけをのく渡る。その人なくば代をさだめらる。次に御膳まいる。三節の一こんくす二獻三みきの勅使。三こんをのく元日に同じ。樂は女樂なり。三こんはて、内教坊の別當下殿して別當は大納言の中にあり。奏をとる大將とりつぐ。奏御まへにとまる。白馬奏のごとし。近衛の樂人ゆみばのへんにて樂を奏す。舞妓舞臺にのぼる。五曲なり（皇帝玉樹萬歳樂桃李花喜春樂）樂はて、宣命見參を奏す。元日のごとし。せんみやうを宣命使にたび。祿法を大辨にたぶ宣命はて、群臣祿所にむかふ。祿をとる。大辨の宰相所につくなり。入御の、ち白馬中殿の前を渡る。神仙無名門をとほりて東庭をわたる。まづねりおとことかやいひて。七度庭をめぐる。近衛官人ともなり。うへのおのごとも。小板敷の邊長橋なごにて馬をうつ。そのゆへおぼつかなし中宮東宮にも同じくまいる。節會の程北の陣にてけんひいし檢非違使雜犯をたす。

（白馬）年中行事秘抄曰十節記曰馬性以白馬爲本天有白龍地有白馬是日見白馬即年中邪氣遠去云云○禪閣抄曰此節以引白馬爲宗故名曰白馬節會天武天皇十年正月七日始有宴仁明天皇承和元年始覽青馬（記文）者指西宮記北山抄江次第等之記文（壁代）雅抄曰壁代面は例の木丁のやうにて。裏は白くやうじて。紐は表すはう。なからこきうち。なからを合てあり。内のひもはみなしろきなり。廣さ三寸ばかりにて重て。面のひも壁代におなじ。（平文）禪閣抄曰平文謂以白龍彫唐花也○按有金銀平文見江次第東宮元服篇

（上階）三位以上謂之上階（所々）見千儀式北山抄等（胡瓶）鳥頸瓶子也
江次第抄曰胡國酒瓶也（代官）是則式部輔丞兵部輔丞之代官也江次第曰二省輔丞必用代官以催正員爲違例儀式曰若有不參者預定其人代又西宮記曰二省輔丞多用代官云云（御後）謂南殿北庇禁掖秘抄曰出御の時御後へは職事の外いらす。出御あらざる時は。地下にすんじて沓はきて御後のうちをとほるなり。（内堅）上古以英雄息未冠者令侍殿上之名也其職見侍中群要後世只官人勅之（六位藏人常候）是則殿上式部亟是也職原抄曰一分召之日殿上亟一人乘結唐尾馬前駐云云（櫻木）南殿櫻也歷代編年集成曰南殿櫻樹者本是梅樹也桓武天皇遷都之時所被植也及承和年中枯失仍仁明天皇被改植也（開門）内辨仰開門關司事時題上方仰之雨儀時願座下方仰之見于台記玉葉等又召聲事見于世俗淺深秘抄菩提院關白說（宣命）七日節會宣命載于朝野群載柱史抄有白馬叙位宣命（曲折揖）進退曲折之時揖謂之曲折之揖其法見于達幸故實抄（輔代給位記）江次第曰大輔代叙公卿召唱詞曰正三位從三位等三位及四位參議以上也雖武官三位以上在此列次少輔代叙五位以上召唱詞曰正四位乃上階從五位乃下階階等歟准可不知但六位被叙五位者置笏取位記不更取笏立新叙之標次兵部少輔叙武官五位以上雖文官兼武官者在此例（叙位標）北山抄曰輔引五位以上亟引六位叙親王以參議爲代官尋常版東去三丈五尺南折七尺立親王標次一位次二位次三位次王四位五位次臣四位五位六位



武官四位以下標在_レ西(畧文) (馳道)和名抄曰漢書注曰地道天子所_レ行之道也江次第抄曰馳道徑路也當_二南階之庭中_一也(御監)有_二左右馬寮御監_一或云御_二閑馬_一之意又云御_二厩馬_一監_二騎射_一之義也○西宮記曰左右馬寮之御監事上卿奉_レ勅召_二御寮官人_一(内教坊)按上古令_二官女習_レ練女樂_一之所也古又土御門北堀川西有_二内教坊町_一見_二于拾芥抄_一中右記嘉承二年正月七日内教坊舞妓別當右中將師時傳取(皇帝玉樹萬歲樂桃李花喜春樂)五曲畢退歸(近衛樂人)職原鈔曰近衛將監舞人樂人等任_レ之將曹舞人樂人近衛舍人等任_レ之云云(皇帝)按號_二皇帝破陣樂_一是也續教訓抄曰皇帝破陣樂破陣二字常不_レ用_レ之亦名_二武德太平樂_一又名_二安樂太平樂_一此曲者唐太宗皇帝製作也粟田真人道曆文武天皇大寶元年遣唐使慶雲元年歸朝之時傳來云云(王樹)按號_二王樹後庭花_一是也文獻通考曰陣後主嗣_レ位沉_二荒於酒_一視_レ朝外多在_二宴筵_一尤重_二聲樂_一於_二清樂中_一造_二黃鸝留及玉樹後庭花_一金釵兩臂垂等樂_一與_二幸臣_一製_二其詞_一(萬歲樂)註_二于元日節會下_一(桃李花)按號_二赤白桃李花_一是也貞保親王譜曰伊勢與房曰唐土桃開盛之時三月三日曲水宴奏_二于此曲_一云々(喜春樂)體源抄曰此曲陳肅與公之作而古老傳曰此曲大安寺僧安操法師作_レ之(祿法)以_二見參_一書_レ之蓋賜_二祿目錄謂_二之祿法_一也(群臣向_二祿所_一取_レ祿)江次第曰王卿以下_一一起_レ座稱唯到_二日華門下_一待_レ次跪_二簾幕上_一插_レ笏取_二祿籍類_一(宰相着_二祿所_一)江次第曰内辨召_二參議一人_一(多用_二大辨_一)給_二見參_一右廻下殿着_二祿所_一與_二辨辨下_一史(祿所)江次第曰掃部寮入_レ自_二承明門_一立_二祿臺於舞臺左右_一大藏省入_レ自_二同門_一積_二祿_一(うへのおのこ)是謂_二藏人_一也見_二千侍中群要_一(檢非違使)淳和天皇長年中置_二使聽_一左右衛門督以下蒙_二宣旨_一委見_二千職原抄_一卯の日にあたれば卯杖の奏あり六府奉る。つくも所生氣方の獸のすがたを作て。卯杖をおはす。様々のつくり物有。臺盤所に奉る。中宮春宮おなじ。春宮より宮司を使にて奉つらる。藏人祿をたまふ。六府たてまつれる卯杖をとりて。ひの御座の御帳。夜のおごの御帳。四のすみにたつるなり。

(作物所)在_二進物所西_一有_二別當預見_一于拾芥抄(様々作物)洲濱上作_二奇岩怪石嘉樹芳艸白砂綠水_一其中作_二御生氣方獸形_一令_二合卯杖_一作_二獸形_一事生氣在_二東作_一兔在_二南作_一馬在_二西作_一雞在_二北不_レ作_レ鼠尋_二養者方_一作_レ之在_二良作_一牛不_レ作_レ虎在_二巽作_一龍不_レ作_レ蛇在_二坤作_一羊不_レ作_レ猿在_二乾作_一猪不_レ作_レ犬見_二江次第_一○藻鹽_二卯春_一卯杖是_二ハ梅柳松ノ枝ヲ杖ノ如ニ切テ五色ノ絲ヲ以卯杖ニ卷テ參内ノ時面々ニ一ツツ、是ヲ玉テ千歳ノ坂ヲ越ルト云心ニテ椿ヲモ讀ル歌アリ

八日御齋會はじまる。八省にて此事あり。上卿まいりむかふ。

(御齋會)年中行事歌合判曰御齋會ト申ハ大極殿ニテ正月八日ヨリ十四日マテ七日ノアイタ最勝王經ヲ講セラレテ朝家ヲ祈申侍ル事ナリ此經トリツキ國家ヲ護持スル功能アル故ナリ新玉ノ年ノ始ニ講セラル天武天皇九年五月宮中并ニ諸司ニテ金光明經ヲ講セラル是ナドヲ始ト申ベキカ桓武天皇延曆廿一年正月最勝王經ヲ講セラレテ以來常式トハナリヌトゾ(八省)號_二八省院_一曰_二朝堂院_一又名_二大極殿_一

眞言院の御修法はじまる。後七日の法といふ。藏人して御衣をつかはす。御ひとへを衣ばこに入て。あけのつなにて是をゆふ。大元法はじまる。御衣をつかはす事おなじ

(眞言院)在_二八省院西_一帝皇編年紀曰承和元年正月七日始置_二眞言院於宮中_一爲_二鎮_一護國家_二五穀豐饒_一每年正月限_二七日_一被_二修法_一今按今年金剛界ナレバ明年胎藏界替々修セラレ後七日ノ御修法トハ云也(大元法)是山城國宇治郡小栗栖法琳寺常曉法師自_二大唐_一奉_レ請始行_レ之女叙位隔年_一あり。もやの御簾たれすして。その所に几丁たてたり。ひの御庵に出させ給。めしによりて大臣孫

庇の圓座に候。仰によりて硯紙をめす。おのこどもめして仰す。五位くら人もちてまいる。申文かねて御硯のはこのふたにつみたり。大りんてん。小りんてん。きりくる。の申文などいふ物あり。今の世はみな實なき事なれど。あごにまかせて作をけり。典侍掌侍命婦くら人。中宮に御給などぞ見ゆめる。書をはりて奏聞す。御覽じて返し給。二位三位など。さるべき人あれば叙せらる、なり。位記をつくりて奏すれば。御所にどまりたるを。次の日内侍ぬし〜にあかち給ふなり

(大輪轉)者女司主殿女官御手洗女官掌縫女官關司主水東堅等之叙符謂之小輪轉 (小輪轉)者關司主水東堅等之叙符謂之小輪轉 按輪轉者以女官相遞輪轉而令叙符之儀也大小者猶云多少也 (切机申文) 以三母之勞轉而讓其女令叙符謂之切机申文 (命婦)建曆御記曰中臈内侍外不着織物類也昔號命婦侍臣女以下也 (藏人)同記曰下臈藏人也但近代中臈品上品藏人多歟 (女官位記)如男官而其辭異也見于柱史抄朝野群載等

十一日よりあがためしの除目おこなはる。その日になりぬれば。頭已下五位藏人。をの〜申文そうす。先内覽。そののち朝かれぬにて奏聞す。叙位にかはらず。石ばいの壇にてこれをえらぶ。なんなき文どもえらびととのへて。たむじやくつけ袖かきして。硯の宮のふたにつむ。當年給。二合名がへ。國がへ。任府返上。所々のそう。など短冊をつく。親王巡給といふは。四五代にても代々を一代づ、一年にあて、めぐりてつかさを給なり。これ又短冊をつく。外記史ゆけいの尉を申たんじやくなり。この外内給。臨時給。二合して京官を申ふせい皆袖がきなり。六府のかみのうけ又おなじ。六位の藏人。目錄をかきて硯のふたにくはゆるなり。御殿の御裝束叙位におなじ。圓座三枚を敷て。左右内大臣の座をもうく。時刻に大臣已下陣の座に候よしをきこしめして。これをめす。は此文は四合なり。ゆみ場にす、むほど。みな叙位におなじければ。かさねてしるさす。上達部御前の座につきぬれば。こなたにと仰らる、につきて。大臣圓座につく次大臣二人おなじくゑんざにつく。とくと仰らる、時關官帳(官の關をもしるしたり)を奏す。十年勞を奏するがごとし。是は正權官二官あるなり。仰によりて墨をする。筆をそめ大間をくる。硯の宮の下方によこさまにあるをかけがみを引てまきて。大間の跡におきて。大間を硯の北におきて。左のあしをにがして。これをくる。うしとらひつじさるさまにくるなり。くり様筆にあらはしがたけれど。大間のはしを二尺ばかりひろげて。文みるやうに上下のはしをひきて。おくをうつぶしにして。とりかへしてかへす所に折目つくべきを。ゆびしてとらへて。またたる方をひきとりつれば。又おりめつくべき所にあてがひて。あふのきて。またたる所をうへにおく。さておくを折つけて。はしをばふとくまきたるを。返す様にすれば。右の折めおさる、なりかやうにくりをきて。おくをばいさ、かのこして。むまつかさなどの程に巻て。下へおし入て。ちく代とす。端二三枚かねておりめをつくること、もあり。抑一の大官ならで。次の人執筆に候へば。先我圓座につきて。仰によりて執筆の座につく。下かさねのしりみかへりなをさす。笏を持たながら。かた手にて能々くりおく。大かた作法ごとに用意あるべし。硯の水にかねてよき酒を入たり。こほらせじのためなり。仰によりて墨をする。左の手して硯の下おさへて。しばらく是をする。此あいだ一會の儀を思ひつ、かくといへり。筆二つながら染て。よきをひちだいのうへにさし出てをく。さて内際所の勞帳を取て。次第にこれを任す。院宮の御申文とりにつかはさんとそうす。御氣色ありて。參議一人をめして是を仰す。このあいだ硯の宮の申文をくださる。關白給て前におく。關白候はぬおりは。くら人に紙ひねりめして。大つかにゆひてこれを出す (はこのふたいたさす。) 大臣硯已下

めして。これをめす。は此文は四合なり。ゆみ場にす、むほど。みな叙位におなじければ。かさねてしるさす。上達部御前の座につきぬれば。こなたにと仰らる、につきて。大臣圓座につく次大臣二人おなじくゑんざにつく。とくと仰らる、時關官帳(官の關をもしるしたり)を奏す。十年勞を奏するがごとし。是は正權官二官あるなり。仰によりて墨をする。筆をそめ大間をくる。硯の宮の下方によこさまにあるをかけがみを引てまきて。大間の跡におきて。大間を硯の北におきて。左のあしをにがして。これをくる。うしとらひつじさるさまにくるなり。くり様筆にあらはしがたけれど。大間のはしを二尺ばかりひろげて。文みるやうに上下のはしをひきて。おくをうつぶしにして。とりかへしてかへす所に折目つくべきを。ゆびしてとらへて。またたる方をひきとりつれば。又おりめつくべき所にあてがひて。あふのきて。またたる所をうへにおく。さておくを折つけて。はしをばふとくまきたるを。返す様にすれば。右の折めおさる、なりかやうにくりをきて。おくをばいさ、かのこして。むまつかさなどの程に巻て。下へおし入て。ちく代とす。端二三枚かねておりめをつくること、もあり。抑一の大官ならで。次の人執筆に候へば。先我圓座につきて。仰によりて執筆の座につく。下かさねのしりみかへりなをさす。笏を持たながら。かた手にて能々くりおく。大かた作法ごとに用意あるべし。硯の水にかねてよき酒を入たり。こほらせじのためなり。仰によりて墨をする。左の手して硯の下おさへて。しばらく是をする。此あいだ一會の儀を思ひつ、かくといへり。筆二つながら染て。よきをひちだいのうへにさし出てをく。さて内際所の勞帳を取て。次第にこれを任す。院宮の御申文とりにつかはさんとそうす。御氣色ありて。參議一人をめして是を仰す。このあいだ硯の宮の申文をくださる。關白給て前におく。關白候はぬおりは。くら人に紙ひねりめして。大つかにゆひてこれを出す (はこのふたいたさす。) 大臣硯已下

を南へおしやりて。すゝみてたまはる。關官帳のごとし。參議御申文ども持て參て。大臣につく。おほけれ
 ば。二三通の外ふところにもつ。大臣是を奏す。をの／＼かけ紙ひきて返し給。もしわろき事なごあれば。うち
 にとゞむ。大臣給て座につく。此間宮どもなをさぬほごに。申文をくだす。關白候はぬおりは。此ほごよきな
 り。内堅ののこり奏し枝しやくことくくはて。校書殿。大どねり。進物所どもなし。内給院宮御給など。
 次第なるべきを。すゝりの右に置て是をなす。當年給もおなじ。二合は二合の年をかながふべしと端にか
 く。未給。名がへ國替。合不をかにかふべしと書て。參議をめて外記に下す。成べきものども成はて。大間を卷
 て。かけ紙まきて。かみひねりしてゆひて。墨をつく。大間ふうじて。はこのふたに入るなり。なりがらは三
 人ばかりになりて。院宮の御申文のかけがみ。二のはこに入つるをとりて。四におりて。二三やりて。紙ひね
 りして是をゆふ。まことには。うるはしきかみひねりを。ふごころに用意す。ゆる／＼とゆひて次第にさし
 て。はて、後つよくゆひて。はしを切て墨をつく。大間に入ぐして内へまいらす。はこ文は參議辨などいたす
 べしといへども。大臣たちたる跡に。くら人などとりて。外記にたぶ。はじめつかた。五位殿上人火びつをを
 きて勸盃のごとあり。藏人頭是をつとむれいのごとし。

(縣召除目)按凡除目有縣召京官召之別。縣召者任諸國國司之名也。縣者郡縣也。諸國之謂也。京官召者任京
 官諸司之名也。雖然縣召時任京官京官召時任外國者例也。召者召應任人之義也。(除目)除者漢書田蚡傳注
 師古曰除者除去故官就新官云云目者錄也。(年給)院宮以下卿以上每年給也。詳干除秘抄魚魯恩抄等。
 (名替)任人不賜任符。則同國以他人。改任謂之名替也。(國替)任人稱非本望。不賜任符。更任他
 國。謂之國替。(任符返上)任人給任符之後。有故返任符。謂之任符返上。(所々奏)御厨子所。御書

所。書所。作物所。侍從所。内侍所。大歌所。内贊殿。内酒殿。神泉預。御應飼等也。(短冊事)細切紙
 結。付結結也。委于除秘抄。(内給)自大内。爲御物。被任謂之内給。(臨時給)年給之外。申任諸國權
 守。謂之臨時給。(二合)内給以下。有此事。以二官。合二官。給高官。謂之二合。(袖書)有二體。一者
 職事袖書。一者執筆袖書也。光義按此外除叙之名目。雖有數多。悉不載之。本文所言者。一二畧解就除目叙位
 諸抄。宜考之也。(宮文四合)春除目者。祝宮。一合。文書宮。三合。都四合也。秋除目者。則祝宮。一合。文書宮。二合。都三
 合也。入宮文書之數。詳于除秘抄。(關官帳)有正官一卷。權官一卷。都二卷也。是外記書。内外官關。進執筆謂
 之關官帳。(大間)任所。謂關官之按書也。此舉。官省寮司。臺府職及諸國之長官。次官判官主典之當任者。其
 書之體。容其行下之間。以待執筆之人。追書附記之事。故言之大間書。(襖)裝束抄曰。樹元來下。襲之尻也。近來
 別。上下。而號之。襖。傍抄曰。大臣裾長一丈四五尺。大納言一丈二三尺。中納言一丈二尺。參議八尺。四位七尺。云云
 又。寬喜三年。有制短。諸臣之裾。見于百練抄。(内堅所)頭散位。奏時喚等有之。見于除秘抄。(内堅殘奏)
 以。内堅勞帳。任之所。殘者。奏之任也。(校書)謂別籍小籍者是也。上古後院崩後。以本宮人。被寄。内堅所。大
 舍人。之名也。或云。四所窮者。又號。四所巡籍。見于魚魯恩抄。(校書殿)頭。衆事。散位衆等有之。(大舍
 人)番長。散位。有之。(進物所)執事。膳部。有之。按内堅所籍。校書殿籍。大舍人籍。進物所籍。謂之四所籍。
 (合不)謂之袖書。是則執筆所記之袖書也。(成柄)成柄。一作。成束。是執筆人以申文。既任終之文也。猶云。
 任成終之文束。凡除目有。初夜。中夜。入眼等。初夜。謂。初日。中夜。謂。第二日。入眼。謂。第三日。也。三日之間。有執
 筆之習。宮文之別。又有。清書。下名。直物等品。清書者。入眼後行之下名者。三日。内或入眼。次日。行。之。春。大政官廳。秋
 外記局。直物者。除目以後。兩三日。内執筆。被。中行。也。此外。有。復任除目。是謂。重服。人服。中解官服。畢。之後。復。任本

官一也臨時除目者又號三小除目一以三四官或二三官臨時任之謂也

第二日その儀昨日に同じ。大臣御前のゑんぎにつきて。笏を正しくして候へば。大間の宮を出さる。宮して御すをおしはるやうにするなり。大かたはこをたふ事かくのごとし。大臣これを關官帳給はるごこく前にをく。今夜はこ五合になる。大間くりすみつれば。やがて申文を下さる。下しかんがふべき文どもは。皆袖書にくはふ。參議よへの申文ども。外記かんがへあげたるをもちて參る。大臣これをとりて前に置。又今夜の申文くたしかんがへしむ。大かた二日三日に出たる申文は。奏聞までもなく。又えらびと、のふるまでもなくて。短冊つけ袖書して。奉行藏人硯のはこにつましむ。わつらはしき事は。小板敷にて職事どもあひぎす。火びつけんはい昨日のごとし。こよひ顯官の舉より。左右衛門尉を申。文をとりと、のへて。上首の公卿をめして。大臣これを給。參議まで見くだして。をのく難なきを舉し申。なさるべき申文を奏聞す。内にとどめて明夜出すべし。大間のついでにもまいらす。なるべき物どもをのくなしはて、大間の宮奏する事昨日のごとし

(顯官舉)是令公卿舉顯官之儀也顯官者外記史式部民部丞左右衛門尉等也委見于除秘抄

第三日去夜の儀のごとし。かんがへ上たるふみあれば。猶これを任す。轉任。宿官。兼國の勘文。なごめす。かんがへ申にまかせてこれを任す。受領の舉あり公卿に仰すれば。をのく殿上に出て。舉をかきてふうじて執筆につく。大臣奏聞す。御覽じて其中になるべきを返し給ふ。受領は大間のかけ紙をとりいで、案をかくなり。瀧口。所の衆の勞帳めす。すべて京官はこよひなすなり。うちく折紙を給。勅任はちきにも仰たまふ。すべて一人を任するに七つの作法あり。申文をよみ申し。よせ物を見る。大間のその所をひらく。筆を染て大

間にかきつく。申文に勾をかく。(うすすみにかくるなり)よせものにてんをつく。かならず筆をひちたいに置なり。よせ物といふは關官を抄して。見よきやうにかみやかみの料紙に書て。硯の篋の下の方に入たり。後さま七の作法びんぎにしたがふ。みな任じはて、大間の奥の年號月の下に日を入。(あながちはてねごも。思ひいだすにしたがひてかく、わすれじとなり)大間をさうもむす。任じはて、笏を正しくして候へば。今はさばかりと仰あり。其後大間をまきて宮に入て奏す。御覽じて返し給。なりがらをした、むることさきのごとし。二夜べちくゆひたるま、にてこよひのぐして。一に又ゆひて墨をつく。臨時に叙位あれば是をかくことつねのごとし。藏人頭ふせらるれば左大臣殿上の別當にてこれをかく。大臣大間を持って。殿上に出て清書の上卿にさづく。上卿陣の座に出て是をか、しむ。勅任は黄なる紙にかく。公卿の兼官は奏任の別紙にかく。式兵のつかさをのくべちに奏任にかく。上卿ゆみばにす、みて。藏人に付て鬼間にて奏す。内侍是をとりて奏す。下名やがてつけおこなはるれば。上卿かたなしに向ひて行ふなり

(轉任勘文)者外記史式部民部丞第一人叙位日叙爵因之以其闕次第轉任之勘文也 (宿官勘文)者今年所新叙符一外記史式部民部丞檢非違使等依巡可受領之輩待其巡之間暫任權守若介等之勘文也 (兼國勘文)親王以下參議以上兼諸國權守之勘文也 (受領舉)者令公卿舉受領之人一謂之受領舉 (案)謂之小書出又受領之下書也 (紙屋紙)又稱熟紙俗云薄墨之奉書是也 (補藏人頭)侍中群要日近代頭承勅語一直以仰下孫廂南第四間敷圓座一枚所別當大臣參着座了召紙筆云云大臣宣下藏人一藏人仰出納宣旨書加署舊例下宣旨左近陣或頭以下於御前定之以內侍宣書之殿上人同之宣旨書體官位姓名 右被別當左大臣宣傳件人宜爲藏人者 年月日 頭官位姓名奉 (勅任奏任)選叙令曰大納

言以上左右大辨八省卿五衛府督彈正尹大宰帥勅任餘官奏任主政主張及家令等判任舍人史生使部伴部張内資人等式部判補 (結政所) 拾芥抄圖曰陽明門大路南達智門大路東云云曰之外記結政所又曰之外記應是也

建武年中行事略解卷第二終

建武年中行事略解卷第三

正月十四日御齊會の内論議あり。公卿右近陣の座につく。本陣をまうく着陣したるすけ末のよこ座につく。次將けんはいあり。すけ是をつとむ。三獻はて、僧入べきせんじあれば。是をめす。出居のすけす、みて。かへの下動の座につく。公卿御前座につく。御殿の御簾たれたり。日の御座の間に香水の机をたて、。散杖具ぐしてをく。二間のまへに。僧の座兀子をたて、。北に昆明池の障子をして。其きはに兀子をたて、。加持香水の人めし立の役二人の座をたつ。ひさしに南におれて。西むきに僧綱の座。すのこに論匠の座。是は床子なり。後七日のあざり東寺の長者なれば。前をひちらして仙花門より入て。長橋をのぼりて。すのこをへて着座す。僧共つゝきてのぼる。あざりす、みて。加持香水のさほうはてぬれば。興福寺の別當。もし権官など。時にしたがひて。その人論匠をめす。それがしおほい法し問。それがし大法師答といふ。二人共に御前の兀子にす、みて。論議すめり。をのく五つがひはて、。公卿已下祿をとる。事はて、みなしりぞく。退

年中行事秘抄曰日本紀曰孝德天皇白雉三年四月請沙門惠隱於内裏使講無量壽經以沙門惠資爲論議者以沙門一千爲作聽衆國史曰弘仁四年正月乙卯朔戊辰最勝王經講畢迎高學僧十二人於殿上論議賜御服傳燈大法師勤操爲律師始有此事 (昆明池障子) 建曆御記曰清涼殿弘庇二間與上御局之際立昆明池障子。○漢書曰孝武皇帝元狩三年穿昆明池 (僧綱) 謂僧正僧都律師也 (後七日阿闍梨) 江次第曰眞言僧綱勤仕後七日御修法而侯眞言院之者也 (祿) 江次第曰僧都以上白褂一領 (律師支子染褂一領) 講師支子染褂襖子各一領凡僧支子染袈一領威儀師支子染襖一領

十五日御かゆなごまいる外。ことなる事なし。わかき人々。杖にてうちあふ事あり。
 十六日踏歌節會。三獻まで元日にことならず。樂はて、舞妓南庭をめぐる。遅ければ内辨御後に職事や候。
 舞妓舞妓 殿上の小庭より出て。校書殿にならびゐる。かもんれう南庭にえんだうをしく。二行
 にまろくしくなり。樂前大夫と云二人。帶劔して是を道びく。橘の南さまにてとまる。舞妓庭をめぐる事三
 反。内坊しりにあり。舞妓典侍御めのと后宮などよりいださるべきに。ぶきの拜あり。次に宣命常のごとし。け
 ふは一こんに國栖御酒の勅使。二獻に樂。三獻に舞妓なるおりもあり。節會はて、舞妓中宮にまいる。きやう
 ろくあり。

(十五日粥)長明四季物語曰十五日粥事推古天皇御代ヨリ有事ニテ赤キハ陽ノ色ヲカラセタマフ御事ニテ小
 豆ノ粥ヲタマハラセ玉フトゾ冬ノ陰ノ餘氣ヲ陽德ニテ消サセ玉フ御心ナルヘシ山上憶良ト云人ノ奉レル歌
 ニ春クレバ赤キ御膳ノアツ物モ恵ニモレヌ御代ニ逢ラントヨメリ (踏歌)上古有ニ男踏歌女踏歌蓋今所
 被行者女踏歌也男踏歌者天元六年以後絶 ○源氏末摘花河海曰聖武天皇天平元年正月十四日始有ニ男踏歌
 同十四年正月十六日天皇御大安殿宴群臣酒酣奏ニ五節四舞畢更令ニ少年童女一踏踏是濫觴也 ○同書玉
 葛河海曰圓融院天元六年正月十四日有ニ男踏歌云々今度以後男踏歌絶而無之 (樂前大夫)北山抄曰内教
 坊別當奉ニ舞妓奏ニ(別當不參者内辨奏之所)載舞五曲有大樂一曲又曰樂前大夫二人不ニ帶劔者權帶師説
 曰以ニ中務輔ニ爲ニ樂前大夫 (内教坊しりにあり)是ニ宮妓女之外内教坊妓女在ニ後列ニ之謂也ニ宮妓女者江
 次第曰坊家妓女外中宮東宮妓女各二人催ニ之女藏人奉仕(内裏女藏人四人必奉仕)又曰中宮御ニ他所ニ之時不
 獻ニ之見ニ江次第抄

十七日射禮建禮門の前にて。上卿宰相辨少納言四府などまゐりて。弓をい
 政始九日なるべけれど。此比は日を撰てあり。上卿已下位次公卿あるおりもあり。宰相廳につく。是よりさき
 辨少納言外記史かたなしにて事をおこなふ上卿召あれば。大辨もちやうにつく。かたなしの事はて、南の所に
 て勸盃あり。いでたちとて。出さまに各作法あり。ことはて、入内して。左近の陣につく。

(建禮門)拾芥抄曰建禮門云青馬陣謂之南面辟仗中門 江次第曰建禮門前立ニ七丈喔ニ設ニ親王王卿座ニ
 有ニ諸大夫並諸司帷 (位次公卿)上卿外參上行事謂之位次公卿 (應)者大政官之廳也拾芥抄曰在ニ郁芳
 門内宮内省西 (結政)官結政也在ニ官西廊也大政官式曰凡内外所申庶務辨官惣勘申大政官其史讀申皆
 依ニ司次申ニ數事先ニ神事又曰百官庶務於朝堂行之但三月十月旬日着之正月二月十一月十二月並在ニ
 曹司ニ行之

吉書の奏九日にあるべけれど。よき日を撰て大臣參てそらす。諸國のかみ。かき給はつて。不動倉ひらかんと
 申す文なり。政始にあひたる文なり。大臣陣の座につきたれば。大辨申文あるよしの氣色して。床子につき
 て。をのくちぎに。辨史などまで文を見る。さて見はてぬれば。六位史杖にはさみてす、む。大辨さきに本座
 につきて申文と申す。大臣きそくすれば。大辨かへりみる。史宣仁門より入て。宜陽殿の壇上をへて。小庭に
 杖を持てひざまづく。大臣目す。史はしりす、みて。ひざまづきて文をまいらす。大臣文をとりて。見はて、
 一づ、くだしたふ。紙ひねり扇してさしやる。史かたね申て候つき文三ひらと申。いせうして。枕に文をそへ
 てしりぞく。大臣直の辨をめして。奏さぶらふ由を奏す。辨朝かれぬのまへの。臺盤所の北のゑんにて。左
 おほい大まうちきみ奏さぶらふと申。藏人かはりてまいりたれば。官奏の御装束せよと仰らる。御殿の御装束

は。母屋の御れんあげたる下に。木丁をたつるばかりなり。御修寺の流にはつちのむをはしにむくるなり。御座に出させ給て。辨をめす。辨年中行事の障子の下に。御氣色にしたがひて。いせうして陣にいで、めす。大臣引まはにす、みて。無名門の前にて。史にもたせたる文どもに左右の手して持て。左の手をいさ、かあぐ。青瑣門よりのぼりて。年中行事の障子の下に居て。天氣をうかふ。御目の後たかく稱唯して。ひろひさしを北へす、む。御座の次の間より。くつ行して。次第にふかく成て。御前の間にひさまづきて。膝行してのぼりて。文をたてまつる。やをらひきぬきて。御前にをかせ給。左の手して杖をさらふる事もあり。びんぎにしたがふ。大臣逆行して。ひさまづきつる所にて立て。次の間を大輪にまはりて。下がさねかへらぬやうにして。圓座に着。杖を持たながら候。文を御覽せらる、様さきに記したり。先かみひねりをときて。のべて御覽じはて御前にをかるれば。大臣右の方にやをらなをさでをきてす、み参りてたまはる。しぞきて左にめぐりて座にゐて。是をひらきてかたね申。御覽せらる、作法のごとし。よみ申ておし合て。御氣色をうかひて。いせうしてまぐ。三通まきはて、かけ紙してゆひて。杖に取そへてしりぞく。此度はさうろのつなの西をふるなり。文御覽じはて、かみひねりゆふことは下ゆるくて。とさよきやうに。かたかきにゆふなり。

(不動倉)寛平三年八月三日格曰太政官符右得民部省解備主税寮解備不動殺者遠年之儲非常之備也尋常之時不可輒用而或國稱不足例年雜用申請件緩開用假令可用千斛之穀猶開萬斛之倉遺九千斛皆爲動用元來爲例中務省式曰凡諸國所進不動倉餘解官副國解下省省即勘收庫應出下者待官符下然後出充(大臣取文)江次第曰大臣解結緒置文右以左右手開文攪遺於表卷紙右邊一一取之隨見置左邊見畢返給之史披一枚申云可候伊文若干枚畢退出(直辨)殿上辨令宿直殿上之

辨也蓋謂頭辨歟侍中群要曰官奏納言以下者官某姓朝臣加奏候止奏爪侍中群要曰官奏御裝束其儀取御視置御座上御視入水可磨墨是故實也取在畫御帳之御几帳二基立母屋南第二三間東端孫廂南第四間敷圓座一枚爲大臣座臨昏供燈御座南北立燈臺二本大臣座北方立切燈臺一本御裝束畢著御御座召大臣大臣昇自青瑣門有奏事(土居)者几帳之足謂之土居大槐秘抄曰官奏の時は打御衣を奉らぬ事に候是故實に候文書をくり卷させおはします間中やすらかならん爲の御用意にこそ候めれ胡曹抄曰出御畫御座一如官奏一如此裏時不着打衣云々

御行始。十五日よりさき。よき日して。河臨の御はらへおこなはる。五位殿上人使にて瀬にむかふ。佛事は二間にて。五大力を本尊として。仁王講を行なはしむ。法勝寺の住學生をめす。二月四日。としごひの祭。一日より御神事の由見えたれど。白河院の仰にて。前後齋ばかりなり。辨かねてより諸國のめし物もよほしど、のへて。二三日かけて神祇官に幣をつ、ましむ。忌部つ、むなり。案上案下三千餘座の神をまつる。所々たしかならざるもあり。國司に各つかはす。諸國にも祈年をおこなふなり。その日南殿にて御拜有。たつみの間。巽にむけて御座をしく。筵二枚半帖例の御けいにおなじ。帳にかたびらかけて。御額間の東一間のかうしをあぐ。大宋御屏風御座のかたはらにたつ。御劔御笏など常の如し伊勢太神宮を拜し給ふ。(河臨御祓)是毎月七瀬御祓也雲客取役抄曰御祓御使五位七人須參勤而多分不過五六輩歟爲下臈者向最末瀬○建曆御記曰陰陽師進人形(入折櫃)有蓋書其所并名(主上懸御氣撫身返入折櫃)(瀬)是則七瀬也所謂七瀬者 河合 一條 土御門 近衛御門 中御門 大炊御門 二條末見子拾芥抄(二間)在清涼殿建曆御記曰敷二帖北間向妻戸敷阿闍梨座云云(法勝寺)拾芥抄曰白河院承曆元

年十二月十八日供養天皇行幸 (祈年祭)神祇令曰仲春祈年祭義解曰祈猶禱欲令歲災不作時令順度即於神祇官祭之故曰祈年 類聚國史十神祇部曰桓武天皇延曆十七年九月癸丑定可奉祈年幣帛一神社(案上案下三千餘座神)延喜式曰祈年祭神三千一百三十二座 神祇官祭神七百三十七座 案上神三百四座 案下神四百卅三座 國司祭神二千三百九十五座 大一百八十八座 (御拜座)南殿南庇東第一間立御屏風三帖 其中供小筵供半帖向異方御物忌之時於石灰壇有此事 上のひつじの日春日祭の使たつ。近衛の中少將これをつとむ。昔は賀茂のまつりの如し。今ははむるの隨身なご許を見ゆめる。府の官人すりはかまきて舞人をつとむ。加茂の祭のごとし。使無名門のまへに參て。事の由を奏。舞人もの、ねならず。藏人出て祿のうちき一くだり給ふ。申の日曉内侍むかふ。藏人出車をたてまつる。瀧口ともにはさぶらふ。公卿辨もけふぞむかふめる。 丑の日その并から神のまつり。上卿辨内侍むかふ

(春日祭)延喜神名式曰大和國添上郡春日祭神四座 三代實錄曰貞觀元年二月丁亥朔丙申春日祭如常同十一月壬子朔庚申春日祭如常按祭初不見承和天安等國史然則所載三代實錄濫觴乎 (盤繪)名目抄曰盤繪按謂丸文乎 (府官人)者近衛府將監將曹府生也 (摺袴)傍抄曰以公物着用之但下袴津賀利糸私用意之摺袴腰或以金銀珠玉飾之 (樹)花鳥餘情云樹は衣の事なりそれに大小あり (瀧口)建曆御記曰瀧口員廿人大畧同所衆着布衣且暮候砌下職原抄曰堪武勇之輩可補之云云 (園韓神)延喜神名式曰宮内省坐神三座園韓神社二座云云 貞觀儀式曰園韓神在 南韓神在 北古事談曰古遷都時託宣曰猶坐此所奉護帝王仍坐宮内省

卯の日大原野のまつり。近衛の將監使つとむ。春日祭のごとし。上卿辨内侍むかふ。

上の丁の日大學寮にて釋奠あり。孔子顔淵ならびに九哲の影かけて。みちくの輩論議す。上卿の外も參てめうはいにたち。宴穩の座につく。文章博士題をいだす。(孝經論語五經。年にめぐりて用之。)あくる日しやくてんのそまいらすなり。藏人一人もちて。朝がれるの前にすむ。くら人又一人。御手水の間の方のすのこにて。あれはなにそのものぞと云。藏人こたへてふんやのつかさのたてまつれる。昨日のさくてんのそと。そもじをながくいひて。たかくつ、げもちて籠中へいる、なり。

(大原野神)廿二社註式曰舊記曰仁壽元年二月二日依太皇太后御祈山城國葛野郡大原野仁宮柱廣立春冬御祭加賜 文德實錄曰仁壽元年二月甲辰朔乙卯別制大原野祭儀一准梅宮祭 (大學寮)二條南三條坊門北壬生西坊城東 (釋奠)大寶元年二月始之見續日本紀 (先聖十哲影)江次第小註曰吉備大臣入唐持弘文院之畫像來朝安置大宰府學業院大臣命百濟畫師奉圖彼本置大學寮又台記曰先聖先師九哲像巨勢金岡所圖也 (宴座)設興宴一座也於此座論義問答畢文章博士出題 (穩座)江次第曰非嚴重威儀座自他舒懷故曰穩座云云於此座講師講詩

新年穀奉幣この月の中。よき日して奉らる。廿二社なり。上卿陣の座にて使をさだむ。(兼日にあるべけれど。常は當日なり。)奉行藏人かねて催と、のふ。八幡使は中納言賀茂平野松の尾春日は宰相。その外は四位五位の使。并に公卿使は次官あり。外記これをもよほす。定文は參議是をかく。上卿奏聞して返し下す。大内記宣命の案を上卿に付て奏す。御覽じて返給ふ。廿二社の宣命を書て。はこのふたに入て奏す。伊勢ははなだのみ。賀茂松尾は紅梅。其外はみなさなる紙なり。一々に御らんじて返し給ふ。神祇官のうけそう下。使王御馬

申よし奏して。上卿神祇官に參て使にあち給ふ。伊勢御幣發遣の程に南殿にて御拜あり。幣料はかねて辨諸國にもよほしあつ。是も前後齋なり。廿二は。伊勢。石清水。賀茂。(下上)松尾。平野。稻荷。春日。大原野。大神。いそのかみ。大和。廣瀬。龍田。住吉。日吉。梅宮。吉田。廣田。祇園。北野。丹生幾布禰。

(祈年穀奉幣)日本紀畧曰天慶六年七月十五日辛卯官府於五畿七道諸國名神可祈年穀也云云 (廿二社) 廿二社註式曰康保二乙丑年霖雨閏八月廿一日奉幣十六社其後正曆二年天下旱六月廿四日祈雨奉幣増爲三十九社同五年二月十七日祈年穀増爲廿社長德二年二月廿五日臨時奉幣増爲廿一社長曆三年八月十六日官幣増爲廿二社又曰廿二社次第並幣數 上七社伊勢石清水(三本)賀茂(二本)松尾(二本)平野(四本)稻荷(三本)春日(四本) 中七社大原野(四本)大神(一本)石上(一本)大和(一本)廣瀬(一本)龍田(二本)住吉(四本)下八社日吉梅宮吉田(四本)廣田祇園北野丹生木船(一本) (伊勢使)者王使也江次第所見伊勢依可ト定不書入定文伊勢使用諸王若可奉仕使之王無之時上卿奏事由忽以六位王令叙符云云 江次第頭書曰使王若申御馬者外記申上卿爲藏人奏蒙可許仰外記外記仰馬寮 (神祇官)拾芥抄曰春日南堀川西大炊御門北大宮東 (伊勢石清水賀茂)註下 (松尾)延喜神名式曰山城國葛野郡松尾神社二座○廿二社註式曰人皇四十二代文武天皇治五年大寶元年秦都理奉勸請松尾始造立神殿 (平野)註下 (稻荷)延喜神名式曰山城國紀伊郡稻荷神社三座○廿二社註式曰人皇四十三代元明天皇和銅四年始顯坐伊奈利山三箇峯 (春日大原野大神)註下 (石上)延喜神名式曰大和國山邊郡石上坐布都御魂神社一座○註式曰兼俱云崇神帝御宇鎮坐 (大和)延喜神名式曰大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座○註式曰崇神天皇六年鎮坐 (廣瀬龍田)註下 (住吉)延喜神名式曰攝津國住吉郡住吉坐神社四座○註式曰

神功皇后討三韓時顯坐攝州而託皇后體而循行四方遂到攝州之地宣言曰眞住吉之國也因鎮坐其地一名曰住吉 (日吉)延喜神名式曰近江國滋賀郡日吉社○註式曰當社鎮坐年紀不分明往昔之垂跡歟 (梅宮吉田祇園北野)註下 (廣田)延喜神名式曰攝津國武庫郡廣田神社一座○註式曰神功皇后伐新羅明年鎮坐 (丹生)延喜神名式曰大和國吉野郡丹生川上雨師神社○註式曰天武天皇白鳳四年御垂跡 (貴布禰)延喜神名式曰山城國愛宕郡貴布禰神社

三月三日御燈を北辰に奉らる。むかしは靈巖寺などへ奉らる、よし。一條院御記にみえたり。一日宮主御とう奉らるや。いなやの御卜奉る。穢氣あればあるよしを申。今はさだまれる事に成にたるいと心えがたし。さて三日御燈を奉らざるよしの御穢あるなり。孫びさしの端のまに。北むきに御座をしく。(むしろ二枚半帖)の間に南のとうろのつなをかへす。出御なりたれば頭御あか物持てまいる。五位藏人やくそうす。はいせん人形をもさんまいをも心々にとるなり。宮主ながはしのもとにひさまつきて。御はらへたてまつる。はいせんとりて參たれば。扇にても又御笏にてもこれをかけて。御いきをかく。陪膳にもたせながらなり。大麻もち返して。宮主庭上の圓座にて祝言申ほど。左の手してときなはをとき。人形をいさ、か取あぐ。さんまいをちとちらすなり。宮主しりぞきて御あか物いだす。頭御しやくをまいらす。もしは出御の後やがてまいらす。御拜三度あり。兩段再拜なる例もあれどもひが事なり。御拜ありなしの事長曆の比沙汰ありて。宇治關白に仰あはせらる由の積なれば御拜あるべからざるよしなり。その理りあるによりて御拜なし。後朱雀院御記に見えたり。されども代々御拜あり。猶御拜なきをよしとす。例によらばあるべきか。いまの代には常になし。御しやくを不召めさす

(御燈)考日本紀畧曰延曆十五年三月庚戌勅禁祭北辰然則祭尙(靈巖寺)又號妙見寺王城四方置靈巖寺見于拾芥抄〇年中行事秘抄曰御記曰延喜二年三月二日內藏寮請被定可奉御燈寺依不備舊例一召右大將之間之奏曰貞觀以來於靈巖寺被奉寬平始用月林寺後用圓城寺故因舊例於靈巖寺可奉狀仰了(宮主)凡宮主取部下部堪事者任之宮主者兼祐又任輔官職秘抄曰神祇官重職無過宮主(額間)在清涼殿二間之南御帳間之北號之額間雲客取役抄曰內藏寮供御贖物宮主捧太麻自仙華門參入陪膳於長橋取之獻之主上撫給之後返給宮主就庭中圓座奉仕御祓北山抄曰神拜者兩段再拜也本朝凡爲異人庶也(宇治關白)者關白賴通公以宇治別業永承七年爲寺號平等院故號宇治關白中右記曰寬治六年三月三日有御燈如例頭辨候陪膳藏人大輔益送撤御贖物了後有御拜一件御拜依爲由御祓往昔無之後朱雀院以後猶有云云御祓以後供魚味

三月中の午日はし水の臨時祭なり。國忌にあたらば下のむまなり。二月ばかりに奉行の藏人使舞人を申さたむ。頭朝餉のすのこにて定文をかく。先例文を奏す。返給て使舞人十人をかく。代の始にはつかひ參議舞人四位以下なり。常にはつかひ四位舞人五位六位なり。裝束典侍掌侍にあつ。藏人方より小忌の布をつかはす。すりはかま公卿にあつ。べいじうはくられうなり。定文二通書て奏す。御覽じて返たふ。目次を撰て調樂あり。まひ人みなまいるべけれど。此ころ二三人などそみゆる。北のちんにあくをうちて。兵衛陣になぞらへてこの事あり。いさ、か舞て物の音鳴らして。殿上口にまいる。いさ、か舞て大ひれがへしうたひて。あくに歸てけんはい御神樂などあり。

年中行事秘抄曰天慶五年四月廿七日庚辰調神寶舞人十人歌人十人被奉遣石清水依東西賊亂時御祈

也使播磨權守從四位上源允明也以式乾門内西掖爲樂所一所司每日着候舞人十人左右衛門左右兵衛左右馬寮兵庫等判官也歌人十人堪能六位等也〇江談曰藏人式曰石清水臨時祭者安和口年三月中旬日所被始祭也云云按是以中午日始也又自天祿二年每年祭之(宣命文同之)(國忌)按三月中國忌者十七日桓武天皇御國忌於西寺行之(廢務日也)廿二日仁明天皇御國忌於東寺行之(廢務日也)年中行事秘抄曰若當十七日國忌可用廿九日(下午)若當小月者以五日被行之若又當廿一日國忌者用九日上午歟使以下是文并舞人以下裝束宛文等見年中行事秘抄可考(例文)訓傳有二様中山傳レイモン花山傳レイフミ(小忌)舞人着用之時號之青摺蓋小忌青摺一物而裁縫聊異由見裝束抄小忌赤紐付右肩舞人青摺赤紐付左肩是舞人相右故也詳飭抄雅抄等(摺袴)註春日祭下(調樂)江次第曰前卅日調樂先二日試樂云云上右調樂於桂芳坊行之兵範記曰保元三年三月十日今夕可被始行調樂可參着由行事藏人以御倉小舍人催告入夜參內着樂所桂芳坊(以下文畧之桂芳坊在朔平門内拾芥抄曰樂所在桂芳坊)云云(兵衛陣)官陽門爲左兵衛陣陰明門爲右兵衛陣見拾芥抄(大比禮反)東遊曲之名也號片於呂之又號大廣歌是也此歌同音唱之可退出之歌也見于或秘抄

御馬御らん。左右馬れうの御馬をめて御らんじて。十疋をさだむ。本府官人差なはのため候。左右の大將御馬のりまいらす。御馬不足ならばかりたての御馬とて關白左右大將後院御馬やなどにめすなり。御覽はて、三日齋ろうすべし。

前二日ばかりに試樂の事あり。ちか比はきこえぬを。今の代にぞおこなはれける。まごびさしに御椅子をたてて。御なをし(うちきぬうちはかま)にて。額間より出て御いしにつかせ給ふ。公卿めしによりてすのこなが

はしなごにさふらふ。四位五位のくら人かへのもとに地下に候。頭年中行事障子のもとにのぼりて。御氣色をうかがひて。杏をはきて前庭をわたりて。瀧口の戸にて舞人をめす。舞人わきあけの束帯にてす、みいづ。竹の臺のもとにて。竹を折てかざしにさす。仁壽殿の廊の下よりす、みて。御前につらなりたつ。(二行なりもしはむならば下らう中になつ) 陪從近衛召人もとめ子うたひ。こと笛ひちりきあはせたり。舞人まひをはりてしりぞきて。かたぬぎてさうにいづ。するが舞つねのごとし。はてぬれば大ひれかへしうたひて。聲たえずしてまかりいづ。いらせたまへば公卿へいふくす。

(差繩) 傍抄曰祭使種種穠村濃或打交藤青打交楯縹蘇芳縹等也有二片差諸差一 (試樂) 先祭二日辰日行ノ之調樂試樂各別也 (舞人闕腋) 江次第曰武官闕腋文官縫腋(必着半臂) 己上卷櫻巡方帶螺鈿劔淺履六位衛府平裝束藏人青色無文平結己上以吳竹爲三插頭 (折竹爲三插頭) 十訓抄曰一條院御宇實方中將試樂日遲參シテ插頭ヲ不給舞人ニカサシナクテハトテ竹臺ノ下ニヨリテ吳竹ノ枝ヲ折テサシタリケル目出度由人々ホメタリケル此後試樂ノカサシニハ竹枝ヲストソ (陪從) 歌人并絃管人號之陪從 (近衛召人) 近衛將曹府生也 (求子駿河舞) 東遊曲之名也蓋本文與江次第有異江次第曰駿河舞畢自退到竹臺下祖右進出御前舞求子云云 又禪閣抄曰先駿河舞 北上二四六八十 南上一三五七九 次求子 北上二三五七九 南上二四六八十 (祖) 江次第曰只祖袍袖許不祖半臂下襲云云

その日に成ぬれば。だいはん所のまへ。御よそもの所。渡殿の末まで。柱のくりかたに。むまれうのつなめしはりたり。舞人已下の裝束をうけわたす。舞人とのみすがたに。く、りあげて。參て給はる。使に御衣をたまふ。御下かさねうへのはかまなり。うちこれをつたふ。御殿の御れんたれて(御れんあたらしくてうす) かくの間に御座を南むきによそふ。(小むしろ半帖つねのごとし) この間より南。さうろのつなかへしたり。御座のつき南の間のごほりに。御幣のあんをたて、五色のきぬわたあさをなごつみをく。又くしにさしたる御幣六本を案にたつ。そのまへに宮主がゑんざ。そのうしとらに。一丈ばかりのけて使の圓座など敷たり。ながはしをとる。時刻に關白す、みて。かくの間の御座をか、く。御座につかせ給。關白御下かさねのしりた、みよせて。殿上にかへりいづ。頭御あかも大麻まいる。御燈の御成のごとし。使座につく御あか物いたして。御馬三疋御幣さきに引たつ。一五三のまひ御馬をひく。舞人をそければ。べいじうもくは、る。やがて引いづ。使案の下によりて。ひざまづきて。笏をさして御幣をとる。御拜あり。兩段再拜。このあいだ近衛のめし人。歌をうたひても、ねならず。此ごろ陪從その道にたへたるものなし。和琴ばかりぞこのごろかたのごとくあんめる。御拜はて、使御へいををきてかへりいづ。入御いで給がごとし。此間御しやうそくをあらたむ。青色の御袍さくらの下かさねなり。御はんびはもとのごとし。そのもんれう座をはらふ。かもんれうるむ下の座を。竹のだいの東にし。使舞人の座南上西面にしてべいじうの座絶席あり人長その西に南むきなり。ながはしの南にかへの下の座をし。上卿宣命を奏す。殿上にて。内記にめして。藏人頭につく。頭内侍につく。御らんじて返し給。もし出御の後ならば。御椅子にて藏人ぢきに奏す。藏人二人殿上の御椅子をかきて。孫ひさしのはしの間になつ。みすのあはひ八寸ばかりをく。先かもん察のぼりてたんだいをしき。ちんしを置なり。南二のまより出させ給。御椅子につかせ給。關白御座候御裾に候例のごとし。御椅子の南に御しりをた、みをく。すゑいさ、かのへたるが見よし。くら人の頭。年中行事の障子の下にす、む。天氣をうか、ひて公卿をめすを。をのく殿上よりくだりて仙花門より入て。かへの下の座につく。宰相うしろに二重に着たり。

前よりつく。座にむかひいうしてくつぬぎて座に着なり。頭又す、みて。年中行事の下にて天氣をうかッひて。かべのもとにくだりて二重につきたる上達部のあはひをへて。とせむにて瀧口の戸の下にて使已下をめし。仁壽殿の軒の下をへて。廊の二の間より出て長はしをへて。仙花門よりいづ。使舞人以下參て座につく。襷はついがさね二づ、かねてすゑたり。一こんくらのかみ。へいじ所の衆。陪從の座五位藏人。へいじ出納。巡流つねのごとし。二こん大臣など第一のかんたちめ。揖して座をたちて。仙花門を出て。南廊にて盃をとりて。す、み入て。使の座のかみにある。揖してくつぬぎて座にゐて又揖す。五位瓶子をとる。酒をうけて使につたふ。使一の舞にきそくしてこれをうく。けんはいの人笏をぬきて揖して。くつはきてたちて又揖して。垣下の座につく。揖例のごとし。けんはいさほう説々あり。盃もちて揖せぬも説なり。五こんてんさん有べければ。垣下の座を二枚しく。五位の殿上人垣下のついがさねをすふるなり。此獻に陪從もの、ねならず。三こんつぎの人勸盃す。その作法おなじ。てんさんあれば。使垣下の座の人にさす。上卿うけて一の舞をめして給。其後次第にくだす。五獻あらば。三獻勸盃の人垣下につく。三獻もしは五こんをはりて。かさねがはらけのこど有。しかるべき殿上人二人。使並に五の舞のまへにゐる。是よりさき。所の衆出納るん座を。使五の舞陪從の前にしく。此役の人かはらけをかさねて持て五ばかり。一づ、のみてす、む。(瓶子さきのごとし。)(のこりのかはらけをおしわりてしぞく。陪從の座のまへは。五位の藏人なり。此役の五位かさしのもとによりて。長はしのつまにある。かさしのだいをとりおろして。一づ、かんたちめにつたふ。垣下の大臣。まつす、みよりて。笏さし藤の花を取て。使のかうふりにさす。左にめぐりてしりぞく。下かさねのしりかへらぬやうによつたふ。舞人のかさし櫻なり。次第に上達部これをとる。五の舞御前にあたりたれば。右にめぐりてしりぞく。

かさしは巾子のまへ。あけをのちがひたる所を見てさす。すきなければ。たゞとらず手づからさ、しむ。あけをのさきにさすは。ひがごとなんめり。上達部かさしとりはて、出ぬれば。使舞人しぞく。内に入せ給。此たびやがて出させ給へければ。御挿鞋めしながらいらせ給なり。まことや二こんはて、。らはいとうさんと云物。かさしのだい藏人もちて參て。長橋の東にをく。今の世はらはいまではめしいたさす。庭の座あらため。庭はらひて。又出させ給。これより先。藏人圓座しく。舞御覽の儀。しがくの所に見へたり。頭二人あれば。かはるくめす。舞人す、む。舞常のごとし。使萩の戸の東のほごに陪從ともなひてたつ。求子するが舞はて。大ひれがへしして。をのくしりぞく。入御の後公卿しぞく。北の陣にて御覽あり。舞人下臈をさきに。馬にてわたる。使はあゆむ。馬ひかせたり。召人もの、ねをならす。次日かへりたち。南祭は御前にめさす。ゆみばにて。勸盃ろくなごたまふ。

(渡殿) 按下戸之末二間謂之渡殿。建曆御記曰二行(各二疊敷。黃端)北方副。高欄。立。布障子。二間。畫。打。毬。向。下。戸。横。女。官。戸。ヨリ。路。ヲ。通。テ。立。馬。形。障。子。江次第曰分取裝束。事舞人竹文青摺袍蒲荷下襲地摺袴。柳色下襲白表袴合大口赤紐半臂緒引帶等各間付之。當日鷄鳴行事藏人以舞人陪從裝束。懸。大盤所渡殿等。用。馬。寮。繩。舞。人。以。下。參。上。自。取。之。(宿直衣)或直衣奴袴又位袍奴袴謂之宿直衣。(結上)奴袴有。上。結。下。結。之。異。是。則。上。結。也。江次第曰使料行事藏人取之。差。出。納。給。之。御。半。臂。下。襲。表。御。袴。以。上。御。服。也。使。今。日。着。禁。色。(御幣六本)當作三本。江次第曰幣案立。黑塗案。二脚。安。御。幣。石清水三捧賀茂六捧(加。松。尾)御下襲裾者天子御裾也。(供。御。贖。物)江次第曰供。御。贖。物。(頭取。米。五。位。藏。人。取。人。形。進。自。簀。子。敷。入。御。座。南。間。宮。主。入。自。仙。華。門。進。長。橋。北。藏。人。頭。傳。取。御。麻。進。之。(和琴)和名抄曰日本琴體似。箏。短。小。有。六。絃。

俗用_二和琴_一二字_一夜萬止古止大歌所有_二鴟尾琴_一止比乃乎古止倭琴首造_二鴟尾之形_一也 (青色御袍謂之麴塵也紋同_二黃櫨_一俗號_二山鳩色御衣_一是也延喜雜殿寮式曰青色椽綾一匹刈安帥大九十六斤紫帥六斤灰三石薪八百十四斤 (櫻下雙)胡曹抄曰面白笠裏蒲荷染令義解曰蒲荷紫色最淺者也 (半臂)飭抄曰冬襦羅身濃打同頭書曰紋面小葵裏菱濃打夏大文黑半臂 (垣下)非_二其役_一加_二着列座_一謂_二之垣下_一宴席亦有_二此名目_一 (人長)御神樂行事謂_二之人長_一近衛官人勤_二之 (宣命)奏後給_二使其宣命文載_一于朝野群載柱史抄 (後代)和名抄曰蔣飭切韻曰毯他敢反毛席以_二五色絲_一爲_二之○江次第曰敷_二二色綾毯代_一其上立_二殿上御椅子_一 (壁下座)江次第曰壁下座敷_二長橋內_一南北二行西上北面大臣納言經_二兩座間_一自_二後着_一之取_二查置_一前參議自_二座前着_一之 (瀧口戶)拾芥抄曰清涼殿北按瀧口官人常候_二此所見_一于侍中群要 (衝重)或曰今所謂_二三方四方之類也_一又曰折敷高坏也 (內藏頭勸盃)江次第抄曰內藏頭若藏人頭殿上四位勸盃云云兵範記曰一獻內藏頭家明勸_二使云云_一又江次第曰一獻使料藏人頭勸盃云云 (所衆)建曆御記曰員數廿人也諸御裝束奉仕時昇殿廿人內少召仕近候_二御壺_一流例也(畧文)職原抄曰六位侍可_二然置補_一之 (出納)同記曰三人藏人方一切奉行者也 (大臣勸盃)禪閣抄曰第一公卿起_二壁下座_一先取_二查置後着_一之或乍_二居着_一查退立兩說也右廻經_二兩座間_一出_二仙花明義門_一立_二廊壁外東第一間_一執_二坏_一(樣器在_二尻付之折敷_一)催_二具瓶子取_一并陪從勸盃人等_二左廻入_一明義仙花門_一(手長大臣五位藏人或殿上五位納言六位藏人取_二坏不_一居_二折敷_一)以下如_二本文_一 (垣下座)又號_二穩座_一見_二于江次第_一 (說々)按四度揖_二二度揖兩說也_一四度揖者揖脫查着_二座揖直_一裾使受_二酒後揖着_一查退立揖左廻也則如_二本文_一二度揖者無_二前兩揖_一則不_二揖脫_一查不_二揖着_一座然後使受_二酒之後揖着_一查退立揖是則持_二坏不_一揖之謂也見_二江次第_一 (五獻)江次第抄曰代始并日不_二晚之時有_一五獻_二三四獻之時擬_一垣下公卿_二非_一代始_二又省略之時止_一

三獻_二其時不_一擬_二盃於垣下座_一也 (轉盃)以_二坏擬_一垣下公卿_二謂_一之轉盃_二江次第抄曰受_二三獻盃_一之間垣下公卿第一人氣_二色使_一使受_二目後置_一坏於座前_二搢_一笏衝重右方押遣取_二坏立徒跳進_一垣下座_二相對坐_一擬_二之 (重坏)禪閣抄曰殿上四位二人勸_二使舞人各於_一廊下_二取_一盃連步經_二明義仙花門_一并使舞人座後并末_一(陪從座上有_二路_一)分_二着圓座_一云云按土器_二三重之內_一三盃_二巡飲_一之所_二殘盃役_一之人插_二圓座下_一起_二座之便押_一破_二之_一(或以_二手押_一圓座上_二或以_一右膝_二破_一之)盃者各居_二折敷_一見_二江次第抄_一又作法詳_二世俗淺深秘抄_一兼良公抄曰大臣取_二花五位藏人傳納言以下六位可_一取_二又執柄取_一花之時藏人頭傳_二之使_一(藤左)舞人(櫻右)陪從(山吹右)禪閣抄曰使花左手取_二花本_一花末向_二右持_一之爲_二插_一使左_二故也_一舞人花末向_二左持_一之爲_二插_一舞人右_二故也_一(上緒)同抄曰近代兼てあけをの根をはなつなり (螺盃銅盃)江次第曰螺盃銅盃近代不行云云又曰延喜三年十一月廿日賀茂臨時祭五獻後夜久螺觴進_二使等_一次銅觴進_二陪從_一云云 (庭座)使舞人陪從着_二庭坐_一勸_二盃_一既見_二上文_一是庭中設_二座之故號_一庭座 (秋戶)大要抄曰秋戶清涼殿西云云按使以下出_二瀧口戶_一列_二立于秋戶_一東_二敷兵範記曰保元三年三月廿二日石清水臨時祭云云至_二瀧口下_一先出_二調子_一次使進_二出立吳竹乾角程_一陪從列_二其東_一 (北陣)大内儀樂所左兵衛陣里內打_二幌於北陣_一准_二兵衛陣_一也兵衛陣謂_二之北陣_一也見_二江次第抄_一又兵範記曰使舞人退出經_二承香殿馬道昭陽舍前出_一宣陽建春門_二舞人於_一櫛匣以東陽明門內_二騎馬使陪從等於_一陽明門外_二騎馬次渡_一大路 (還立)江次第曰於_二月花門_一發_二物聲_一使以下着_二弓場殿饗_一(牙盤)頭以下勸_二盃_一三獻畢陪從發_二物聲_一 (祿)兵範記曰使白大褂舞人陪從同單衣人長匹絹

建武年中行事略解卷第三終

建武年中行事略解卷第四

四月ついたち。御衣更なれば。ところへ。御しやうぞくあらたむ。御殿御帳のかたびら。おもてす^生しに^胡ふんにて繪をかく。かべ^{壁代}しろみなてつす。よるのおと^{燈籠}もおなじ。とうろのつな同じ物なれどあたらしきをか^野く。た、みおなじ。しとねかはらす御ふくは御なをし。御ぞす^衣、しのおやの御ひとへ。御はりばかま。内蔵寮より是を奉る。女房のきぬ。あはせのきぬ^袴ども。衣がへのひとへ。からぎぬす^袴し。も(裳は上らう薄物小上臈うす色)つねのごとし

(御帳帷)建曆御記曰御帳帷夏生以^三胡粉^二畫^一草鳥 (茵)建曆御記曰清涼殿茵中唐綾端錦裏打 (御直衣)三條裝束抄曰夏秋者無^裏裏文^三重^二裵色^一藍如^三臣下^一 (張袴)紅張袴也如^二女房袴^一御直衣御張袴着御曰^三之御引直衣^一 (袷)唐衣下袴之上着^之白羅裳地摺裳下濃裳等有^之 (薄色)緯紫經白曰^三之薄色^一 子 (裳)唐衣下袴之上着^之白羅裳地摺裳下濃裳等有^之 (薄色)緯紫經白曰^三之薄色^一

句おこなはれぬとしは。上達部陣座に候よしきこしめして。出たまはずあとによりておこなへと仰す。上卿宜陽殿のひさしに御装束せさせてうつりつく。三獻あり。辨少納言末のだん上に座しきてあり。侍従代。少納言へたる者。おなじくつく。四獻のたびさかづきくたりて。けつ^{開巡}すんをのましむ。見參録法めして奏す。つねのごとし。めしとなふる事あれば。上達部。南庭につらなりたつ。南殿の東の一間のとほりに。上首たつなり。少納言見參を持て。まづ庭にす、みて。めしとなふるほどに。かんだちめはす、む。皆たちと^ハのほりて。拜舞していつ

(旬)四月十月朔日於^三南殿^二宴^一諸臣^給祿曰^三之^二孟旬^一但無^三出御^二時於^一宜陽殿^賜酒饌^給祿曰^三之^二平座^一里内時以^三陣座^二被^一准^{宜陽殿}行^三平座^一也 (侍従代)江次第曰左近府式曰凡出居侍従十二人聽^{昇殿}但其來名臨時仰下 (開巡)江次第禪閣抄曰飲^三開巡^二今案四獻召^{侍従}賜^酒之時以前三獻分令^飲也故號^三開巡^一也一巡之時不^飲之闕也○江次第曰三獻上卿仰^三三木^二令^一召^{侍従}三木仰^三最末少納言^二出自^一日花門^召之侍従參入分着四獻最末參議降^庭轉^盃於侍従座^計度數^飲開巡 (召唱)江次第曰上卿召^三少納言^二給^一見參^召辨給^三目錄^二少納言^一出自^三日華門^二於^一南庭^唱見參^{親王}以下列^立櫻樹^雨

上申日ひら野の祭。上卿辨内侍むかふ。近衛のせう^{將監}むかひて。見參を取て内々參て奏す。臨時祭有。五位の殿上人使をつとむ。近衛のまひ人したがふ。御契有。御幣などもりんじの祭のごとし。三間のひさしに御座をまうく。北むき。二間より出御。酉の日むめの宮のまつり。昨日のごとし 四日ひろせたつたのまつり。はいむなり。使御へい昨日たつ。(大いみ。風がみの祭と云はこれなり。風水の難をいのる。)

七日^{舞殿}かいの奏。上卿そうもんす。二月の列見のびたるおりは。これもものぶるなり。卯日大神祭なり。丑日使たつ。大原野のごとし。使たつ日御神事なり。東宮中宮の御契つねのごとし。とらの日使たつ。そのゆへをたづぬれば。夏は卯日の曉。冬は夕に祭るが故なりといふ。

(平野社)神名式曰山城國葛野郡平野神社四座廿二社註式曰第一今木神第二久度神第三古關神第四比賣神年

中行事秘抄曰延喜格曰延曆年中立三件社（見參）太政官式曰凡平野祭者桓武天皇後主（改姓爲臣者同）及大江和等氏人並預見參（臨時祭）年中行事秘抄曰寬和元年四月十日始之使左衛門權佐藤原惟茂也（梅宮社）神名式曰山城國葛野郡梅宮坐神四座或曰社記曰天平寶字年中祭此社廿二社註式曰貞觀元年十一月十日梅宮祭如恒（廣瀨龍田社）神名式曰大和國廣瀨郡廣瀨坐和加字賀賣命神社大和國平群郡龍田坐天柱國柱神社日本紀曰天武天皇四年四月十日遣小紫美乃王小錦下佐伯連廣足祠風神于龍田立野遣小錦中間大連大蓋大山中會禰連韓犬祭大忌神於廣瀨河曲（廢務）建曆御記曰廢務諸司不改正音奏警蹕垂清涼殿御座（擬階奏）是二省以六位以下八位以上奏授階成選短冊上太政官而後大臣奏之謂之擬階奏（列見）於太政官選定六位以下諸司長上考課謂之列見（大神社）延喜神名式曰大和國城上郡大神大物主神社○日本紀曰大己貴神之幸魂奇魂欲住日本國之三諸山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也

八日灌佛あり。神事にあたる年はなし。灌佛あるおりは。九日より御神事なり。けふは女房の布施ども。所によりてとりはやる。色々に結びたる花どもに付て。風りうなご有なり。ちかごろは新せいにて。風流などいとみえず。御殿のもや御れんをたれて。ひの御座をてつして。其跡に山形をたてたり。佛のひまれ給ふ儀式を作て。糸にて瀧をおとせり。色々の作り物あり。北の方に机をたて。はち五つに五色の水を入らる。公卿まいりあつまりて。殿上にさぶらふ。女房のふせども衣ばこのふたに入て。臺盤所よりいだせば。藏人とりて。殿上のだいはんのうへにをく。若きかんだちめなどは。よしある花の枝あれば。おりてふどころにいる。もあんべかひめり。上達部わが布施のふなづ、みを持て。御殿のなげしの上なる。しら木の机にをきて。次第

に座につく。御料の御ふせはかみををけり。参らぬ人のふせは。藏人これををく。女房のふせおなじく藏人をくなり。御導師の僧のぼりて佛前のさほうをはりて。鉢の水をくみあはせて一つに入て。まづ御導師くわん佛す。公卿しだひにす。みてがくのまより入て。笏さし膝行して。ひさごを取て。水をくみて。灌佛して。聊しぞきて禮佛す。笏ぬきていづ。出入のま。人々の作法おなじからず。をの、宮九條せちなどいひて。聊かはりたり。だうし布施たまはりてしりぞく。院宮みなこの儀あり。

（灌佛）續日本後紀承和七年四月癸巳請律師傳燈大法師靜安於清涼殿始行灌佛之事（五色水）江次第曰高僧傳曰五色水以都梁香爲青色水鬱金香爲赤色水丘隆香爲白色水附子香爲黄色水安息香爲黑色以灌佛頂（女房布施）江次第曰色紙扇筆等歟任意也或用銀枝有過差制之時多附五粒松枝一件布施物盛衣宮蓋一合云云或以糸作花枝附之書銘事見明月記（公卿侍臣布施）長保以前用錢長保五年改錢用紙江次第曰大臣五帖大中納言四帖參議三位四帖五位二帖各以紙四枚裏之（左右各二枚重之以右爲表裏）之以白木當中付之上下以細紙閉結閉之木左頗低注其人世俗淺深秘抄曰灌佛布施布施各裏紙之上書名字公卿願上書之關白大臣自半分下書之殿上人事外下書之以紙二枚裏之舟裏按用錢時有此名歟（御料御布施）江次第曰紙廿帖不裏積於柳宮蓋居土高坏內藏寮進之（禮佛）江次第曰跪（指笏）灌佛一度置杓乍居合掌禮佛一度云云或置笏拱手拜三度見明月記（出入間説々）江次第抄曰小野宮流入入第五間出第五間九條殿流入第四間出第五間爲令劔不當柱云云（導師布施）江次第曰僧綱白大掛凡僧紅染袈一領也有僧綱導師者公卿取之（行事藏人傳奉）中西の日。かもの祭なり。ひつじの日。上卿陣の座に着て。六府をめして。けいこのよし仰す。酉の日に成ぬ

れば。使ども出立の所けいめいすめり。けんびるし一條の大路をわたる。ほこもち色／＼の物つけさせたり。院わたらせたまはぬ時は。一條の大路御さじきなくてさう／＼しかるべし。先例にはあらねども。官人ども本陣より。罷立よしにてまいりたれば。大路のまゝに北陣渡して御覽あり。くられうの使参て。宣命給はり。内記内侍所につけたるを。うち／＼奏して。内侍かみあげて（ひたひばかり）御ゆさの、はさまに。くらのすけをめして。宣命をたまふ。近衛使（中少將）参て。無名門に立たれば。御前に召あるよし藏人仰す。これよりさきに。御殿の廂。御懸たれて。ながはしの中をとりて端に圓座まうけたり使仙花門より座につく六位から物すへて。勸盃あり。近衛召人。もの、ねうたひならして。舞人けしきばかりまふ。だいはん所より。御衣（紅のうちきぬ）をたまふ。だいはん所に。内侍用意したるを。藏人頭鬼間に参て。とりて使に給。使長橋よりおりて。ふたうす。仙花門より出て。御衣を隨身にもたしむ。すいじん肩にかけて。大路をわたる。口とりなどあれば。かざり馬御覽す。瀧口の戸より入て。御前にす、む。てふり。さねり。あがひ。ぐしたり。北のぢんにて御覽あり。近習の殿上人。近衛のすけなごとのみすがたにけいこして。門の左右にさぶらふ。車渡馬己下。むまぞひ。さねり。あがひてふり。さうしき。れいのごとし。中宮春宮ひとつ御所なれば。宮の御けいはて、おなじく北の陣わたる。典侍参て北の陣に車をはづしてたつ。藏人ごのよしを申。祿を取てながえにかく。女官出てこれをたまはる。（きぬばかまきてかはほりさしたり。）典侍あかきいとげの車。出車五兩。このうち童あり。典侍しぞきて出車わたる。わらは車いさ、か御前にむく。命婦藏人おなじく門前に車立て祿をたまふ。命婦藏人の祿は出納とる

（賀茂社）延喜神名式曰山城國愛宕郡賀茂別雷神社賀茂御祖神社二座○廿二社註式曰第卅代欽明天皇御宇

二十八年丁亥天下舉國吹風雨零于時勅命ト部住吉若日子令ト賀茂神祟也撰四月中一祀馬繫鈴人蒙猪影而駢馳以爲祭禮能令禱祀因是五穀成就天下豐年乘馬始於此也○年中行事秘抄曰嵯峨天皇弘仁十年三月甲午勅山城國愛宕郡賀茂御祖並別雷二神之祭准中祀者（檢非違使）職原抄曰淳和天皇長年中初置之（鉾持着色色物）謂之放翁着物江談抄曰被命云放翁賀茂祭着綾羅事被知哉如何答曰山緒雖尋未辨被命曰賀茂祭日於棧敷隆家卿問齊信卿云放翁着綾羅錦繡服爲檢非違使供人何故乎戶部答云非人之故不憚禁忌也公任卿云然者雖致放火殺害不可加禁忌歟他罪科者皆加刑罰於着美服一條有指證文歟齊信答曰賊物所出來一物染摺成文衣袴等件日揭焉之故所令着歟云云又元永二年四月祭日有制禁美服事見于中右記（内侍髮上）以小枕結上髮一挿釵子有口傳（紅打衣）江次第曰紅打拍一重（傍馬）長秋記保延元年四月記曰賀茂祭令調傍馬具杏葉蝶形鞅左右各五當胸七當而十也餉付鞍後のゆき左右付五金銅也橋黒地表敷紺地繡豹那女説手綱（蘇芳）雲珠頭總共蝶也元順鈴（近來不用鞭（壽繪）鞍（打後）他物具如常差繩白云云（馬副）管見記曰康治元年信範記曰御禊節下内大臣殿馬副十人紺布褐衣（袖端着紺平組）濃蘇芳張柏白袴卷纓冠（無文厚額）老懸布帶葉脛巾（舍人）同記同年同時御厩舍人赤色狩衣襖袴山吹色張柏淺黄目染帷合袴烏帽子帶葉沓（居側）同記同年同時居側一人退紅水下布黒襖衣白帷布下袴烏帽子（手振）管見記曰同年同時手振十二人卷纓冠（無文厚額）老懸紫色布褐衣柳色下襪青末濃布單袴黄色張柏同色張單衣白合袴布帶葉脛巾（雜色）長秋記曰雜色裝束薄款冬袴袴（格子布）濃款冬打衣青單衣（糸毛車）延喜式作絲筒車和名抄曰青蓋車輿服志曰皇太子皇子皆朱輪青蓋故曰青蓋車也（命婦）有内命婦外命婦上古叙爵官女謂之内命婦五位以上妻謂之外命婦（藏人）

下臈女房號之藏人

子の日よし田の祭。大原野におなじ。

五月三日六府菖蒲のこしを。南殿のはしの東西にたつ四日あさがれるの座に一つこれをたつ。そのもんれう所々にしやうぶをふく。くすりのつかさしやうぶながはしのかべのもと殿上のまへにをく。五日いそ所くす玉を御帳の左右の柱にむすびつく。五日のせち絶て久し

(吉田社)廿二社註式曰貞觀年中山蔭中納言勸請之 (絲所)在采女町北見拾芥抄 (樂玉)源氏菘卷河

海曰續命縷御記曰延喜十三年五月五日丙午糸所供奉藥玉 (撤)去年九年茶奠以藥玉差替御柱前例也

按御柱者清涼殿御帳柱也委見于袋舩紙 中務省式曰藏司五月五日長命縷糸五十約紅花大三斤 (五日節)

上古五月五日節會儀詳于貞觀儀式内裏式等 又見續日本後紀嘉祥二年五月甲寅朔戊午下

この月に最勝講おこなはる。かねて日次をさだむ。もやの御れんたかくあげて。御帳のかたびらまきて。御座をさりのけて。本尊をかけたたり四箇大寺。(東大。興福。延曆。園城。)僧の中に。げいこのきこえあるをかねて撰さだむ。證義の座。(兩面)北にあり。講師の座二三間東西にしくみどりちやうじゆのさ南のかべにそ

へたりきべり石ばいのだんのつばのふたをかへす。かねちやうじゆのかみにたつ。いぎしこれにつく。上達部殿上に候て。事のよしを申てかね仰すめり。でゐのすけ。地下は浄瑠門よりのぼる。堂童子の座北南にし

けり。堂童子はかねてその人を定て。五日までの人をかきて。殿上の柱におすなり。上達部御前の座に着。僧のほり先ばいさんげなどありて。かうごくし座にのぼりて論義あり。せうぎことをはりてかねとおほすれば。

事はて、行香あり當のごとし。僧かんだちめみなしぞく。夕摩例座のごとし。中宮おはしませば。二間をうへの御房にしつらひて。鳥の障子とりのけて。道場にむきておしだしあり。おりもの、御几帳をいだす。御ちやうもん所は夜のおと、なり。五日のあいだ日ごとにおなじ。結願行香祿あり。

(最勝經)本朝行最勝講之始是桓武天皇延曆廿一年正月庚午行之蓋五月行之者始于一條院長保四年五月七日(見江談抄) 年中行事歌合曰一條院御宇より清涼殿にてさいせうわうきやうを講せられ後朱雀院の御時とかや生身の四天王道場にげんせさせ給ひけるより四天王の座をしかれ侍り (堂童子)雲客諸役抄曰五箇日之間堂童子殿上五位相代勤仕藏人前口書其人押角柱一如當初後五位藏人入之但必不然隨時商量而已 (行香)公卿取香合授香於衆僧謂之行香其作法見于世俗淺深秘抄江次第三中口傳等雲

客諸役抄曰公卿不足之時殿上人上臈相加列之藏人取火蛇云云 (押出)有押出打出之異蓋打出者晴時用之押出者霽之時用之故實也 (祿)世俗淺深秘抄曰最勝講之布施稱之祿蓋習也

六月一日忌火の御膳まいる。昨日のはいせんつとむ。上格子よりさきに。あたりのまばかりあげてまいらす。四種かはらけに入て供す。次に御はん次にをしきにすへながら。鯛已下四つ供す。するの御たい計たつるなり。みなまいりぬればそのよしを申す。奏なし。まかり仰せず。御さばとりて三口めしていらせ給。その、ち

上がうし。けふより八日御あか物まいる。あかちごまいりてけいひちす。藏人みちびく。内侍とりてまいる。典侍あさがれるにてまいらす。四のかはらけを御ゆびして。うへにはりたる紙にあなをあけて。御いきをい

るなり。御たのごひ。ちいさき四足にすへてまいらす。御手水はうちくまいる。あかなへにつばなどたいばん所にとむ。けふより御膳に一夜ざけまいる。七月つごもりまでうちくまいる

(忌火)文德實錄曰天安元年四月有勅内膳司忌火庭火皇神授從五位下○中右記曰内膳司御竈神三所也平

建武年中行事第四

六十三

野件羹御祭奉仕神也一所庭火是尋常御飯奉仕神也一所忌火是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕神也（上格子）日中行事日夕の時にこのもりの司あさきよめする音におどろきて藏人御殿の格子をあく（四種）江次第曰忌火以御臺盤一脚一供之（先四種酢鹽酒醬）次供御飯御菜四種（賤兒）一名阿末加津又日本紀作天目勝二式曰神祇官供之御經行事禮（和名）抄曰四聲字苑云禮（音禮和名古佐介）一日一宿酒也

六月十一日御神事一日より。はじめは行幸あり。いぬのはじめに出御。はくの御装束をたてまつる。内藏寮てうす。夏はすし。冬はねる。これよりさきまづ大忌の御湯をめす。うらにあひたる上卿。陣につきて。辨をめて諸司のぐふをさふ。小忌御燈を供す。もこの火をけちて。ともしあらたむ。上卿宰相辨少納言外記史。うらにあひたる人小忌をさる。近衛司藏人みなさる。關白鬼間にてさる。南殿に出御。内侍例のごとし。反閉なし行幸の時御輿はそう花なり。鈴のそうなし。すけ渡で。御輿を南階によす。上首のすけ。劔置の役つとむ。御輿に召さる。けいひちなし。月花門陰明門などを出て。中和院にいたる。大忌公卿あくにつきて。御輿過させ給ほど。すけたれくが侍ふとさふ。をのく名謁す。御輿神嘉殿の南向の壇によす。すけかはらず（神事にはかくのごとし）下御神嘉殿のひさしより入らせ給ふ大床子の御座につかせ給ふ。せうちんはりて。白木の大床子たつ。御座しろべりなり。四の角にしら木のとうろをしら木の机にをく。關白の座をまうく。所々にきぬのどばりかけたり。劔置大床子のまへにをく。このもんれう御ゆまいらす。御身にさるなり。めすほどにためたり。その、ちひのくちより七たびまいらす。山陰中納言子孫なるくら人。御ゆのこをつかふまつるなり。その人なければ外戚にも末なる又えたり。頭もしは五位藏人の中。これも山かげの末御ゆ殿にまいる。うへのきぬぬぎて。うへに明衣をきたり。下がさねおなじく着せず。神殿の方にむかひて。七たび

これをそぐ。さて御身に。御ゆかたびらめしていらせ給。みひさごめして。あまのは衣。（御ゆかたびらをいふなり。）舟の中にぬぎ捨て。更に又くられうの御ゆかたびらをめして。あがらせたまふ。其後舟の御装束をめす。内藏寮のたてまつれるをぬがせ給つれば。またぬひどのれうのたてまつれるを。うるはしきさいふくにはたてまつるなり。（これは冬もすしなり。）内藏寮のたてまつれる。御さくを御かうふりのこじのねにむすぶ。かたかぎなり。御さいの下よりまへに引まはすなり。御かうふり無文御帯むものすんはう。うちく御用意あるなり。大忌の御かどの流。つねさねの大納言のすゑになん。いまま御装束口傳ありて。めされける御服の、ち。うねへ時を申。（亥一）内侍かみあげて神殿に参りて。寝具を供す。これよりさき。左右近のつかさ。殿の西に陣をひく。開門聞司などはて。上卿已下神殿のまへにつらなりたつ。左右近中將をのく一人す、みて。靴をぬぎ弓箭ときて。南戸の左右どばりをか、ぐうちらはらひのはこ。さか枕。やへだ、みなど。上卿参議辨少納言外記史しだいに是を供す。内へとり入ぬれば。かものかみ参て神座をし。南枕にし。先一丈二尺のた、み。そのうへに六尺のた、み四帖。枕のかた二帖はうら有。そのうへに九尺の疊七帖。そのうへに八重だ、みしく。九尺の中一帖をいさ、か東にひきいで。うちらはらひのはこををく。さか枕八重だ、みの下に枕にし。内侍参て御ふすまを。やへだ、みのうへに奉る。御くし御扇そばにをく。御くつ御あごにをくなり。内侍しぞきて神殿に入御あり。神座の東に。巽むきに半帖を敷て御座とす。主上の御面笏を正しくしてつかせたまふ。揖あり。（此いうは人しらぬ事なり。）その前に又たんでうを敷て。そのうへに神さを供す。はいせんのうねべ。かみのすこももちて参て。たん帖の上へしく。しんごりのうねへ。御すこもを持てまいる。はいせんとりてしく。ひらてはこの御はん。なま物。から物。くだ物のはこども次第にまいりぬれ

ば。うねへひらてを取てまいらするに。次第に入させたまふ。をき様二つのやうあり。二行にすふ。五出の様なり。神今食は五出たより有なり。ひらてすくなきゆへなり。委しきやう次第に見えたり。かゆまいる。しろ酒酒黒酒きくろきまいるりて。本榎よどかしはにてそ、ぐ。なうあひの御はん御きまいるぬれば。宮主のと申す。御手水は事はじまらぬさきと。事はて、と二度あり。大かたは大嘗會の神供の儀におなじ。うねへ又申てのち。次第にまかるなり。始先御手水まいる。其後いさ、か祈念の事有。はて、後又御手水さきのごとし。猶秘事どもはしるすに及ばず。其後歸りいらせ給。丑一つに曉の御せんまいる。さきのごとし。昔はて、うねへ參て。よひあかつきの神のおもの。ことなくゆへなくまいりぬと申せば。よしと仰ありて。御ゆかたびらを給ふ。ぬひごの、はくの御裝束。宮主にたまふ。神祇官にておこなはる、おりは。まづ官の廳へ行幸なりて。はくの御裝束奉りて。神祇官へ行幸あるなり。神膳のほどは近衛府の幄にてかぐらあり。よひの御せん程。とり物から神までうたふ。夜もすがらうたひて。還御の御こしの左右にうたひて供奉す。聲たえず千歳をうたふ。月花門の内にてとまりさぶらふ。

(神今食)天皇行幸中和院行事天子無行幸之時上卿以下參向神祇官而行之例也 (帛御裝束)裝束抄曰白平絹也天子大嘗會新嘗祭齋王群行奉幣使發見神今食荷前幣之時着御也 (供)小忌御燈(雲客諸役抄曰供忌火御殿油之後大忌人不昇殿按大忌小忌之差別者大忌者如散齋荒忌也小忌者如致齋眞忌也 (小忌衣)以白布粉張之以山藍摺形木見裝束抄又着用次第見飭抄但有出納小忌私小忌異此時冠挿心葉垂日蔭羅衣肩掛赤紐又雲客諸役抄曰凡今日扈從人除執柄殿下之外皆着小忌衣(行事藏人以舍人令賦之參仕後於便所袍上着之 (蔥花輿)俗如云寶珠頭輿用神事之輿也 (陰明門)謂之右兵衛陣 (中和院)在中重之西拾芥抄曰中和院者天子祭社稷神之所也神嘉殿者正殿也無行幸之時上卿以下參神祇官 (名謁)自稱姓名名謁或云名對面又云問籍又謂稱籍 (神嘉殿)中和院正殿謂之神嘉殿 (承塵)和名抄曰釋名云承塵於上承塵土也 (山蔭中納言)參議從四位上藤原藤嗣孫越前守從五位上高房二男母從三位眞夏女仁和二年六月十三日叙從三位任中納言同三年五月十一日兼民部卿仁

和四年二月四日薨見于公卿補任 (供)御湯(雲客諸役抄曰殿上四位五位之中一人藏人一人於中院奉仕御湯殿是山蔭西宮勸修寺等之種族所勤仕也其儀入御神殿之後御湯殿役人二人參北掖戶下依天氣於同壁下各着今支一件役職事近衛司之間多有其便爲衛府者先解弓箭脫表衣下襲襪等昇殿以下見于諸役抄 (明衣)和名抄曰內衣溫室經云浴之法七物其七日內衣(和名由加太比良)論語注曰明衣以布爲沐浴衣 (御幘)江次第曰童帝無供幘之儀 (無文冠)巡方帶裝束抄曰神事時用巡方帶無文冠御幘帛御衣 (經實)大炊御門家之祖正三位大納言大治六年薨後贈太政大臣則京極關白師實公男也 (寢具)江次第頭書曰御寢具者御衾御櫛御扇御履等也內侍持參供之但件寢具縫殿寮獻之也 (打拂)延喜掃部寮式曰打拂布二條各長一丈三尺柳宮二合(納)拂布(料) (坂枕)延喜式曰長三尺廣四尺 (八重疊)兵衛記仁安三年記曰八重疊一枚長八尺弘四尺蓮一枚薦七枚重差也 (一丈二尺疊)六尺疊九尺疊共白布端也見延喜式一人史一人與宮內丞錄相雙立於屏內檢察御膳次第 (白酒黑酒)延喜造酒式曰十月上旬擇吉日告饌十日內畢其造酒者米一石以二斗八升六合爲釀七斗一升四合爲飯合水五斗各等分爲一甕得酒一斗七升八合熱後以久佐木灰三升和合一甕和方爲黑貴一甕不和是稱白貴 (本榎)古今抄曰冬落葉スヘキカ春迄モ枯葉ノ殘タルナリ (直會)古今集秘抄曰おほなひ大直とかけり大直は古にあたる心なり天照

大神の古の正をよほして直となる義なり云々按直會とかきてのうあいとよめり 供膳次第貞觀儀式曰膳伴造鑽燧即炊御飯安曇宿禰吹火内膳司率諸氏伴部及采女等各供其職料理御膳雜物亥一刻薦御膳其行立次第最前膳伴造一人(執炬火以盆懸臂承其灰燼)次采女朝臣二人(左右前行)次宮主一人(着木綿縵及襟執竹杖)次水取連一人(執多志良加)次典水二人(二人執巾宮)執戸子宮)次采女八人(並執供神並供御雜物等)次内膳司高橋朝臣一人(執饅汁羹)次安曇宿禰一人(執海藻汁漬)次膳部六人(並執供神並供御雜物等)次酒部四人(執御酒案)神祇祐以上(探物)神樂歌物之名也有神幣杖篠弓劍梓杓葛韓神等之十種其歌詞見于梁塵愚案抄(千歲神樂之名也)

つぎのあした解の御かゆまいる。ひの御座の大床子にて。盥盤一脚をたて、供ず。御かゆかはらげにも。めの御汁ものそへたり。三口めして。御はしをたつ。げさいの御手水は。御手水の間のた、みをとりあげて。大床子を北によせて。南むきに御手水の水を置て。御手水の儀あり。供す大床子の前に案に木のたらひをすへてをく。その南に二階の上にはとぎ一つ御手水を入。ひさごそへたり。御手水のこ一かはらげ。下のぢうにさらなしををく。其南に入あしを立て御たのごひを置。はいせんの人三ひさくをかけて後。御たのごひまいる。次にうらなしを下にをきてめてたつみに向て三あしあゆませたまふ。

十四日祇園會。禁中ことなる事なし。馬長もよほしつかはさるれども。御覽はなし。

十五日臨時祭。御けいあり。平野に同じ。御座南むき。御拜のほどにたつみにむかはせ給ふ。すべて御禊の座。御殿にて東庭にむけず。たよりにしたがひて南北にむけて供するなり。

(御粥)江次第日藏人供御粥堅粥也高盛之(解齋御手水)江次第頭書曰解齋御手水尋常御手水以前供之

(御手水問)在朝餉之北建曆御記曰一間兼朝餉爲中障子立物置厨子一其北立大床子(裏無)江次第日置蘭履一足無裏近代以藁尻切置之(祇園社)廿二社註曰初垂跡於播磨明石浦移廣峰其後移北白川其後人皇五十七代陽成院天慶年中移感神院(臨時祭)年中行事秘抄曰天延三年始被奉幣去

年依御飽瘡云云 柱史抄曰宣命案曰去大治元年興利始云云然則大治元年始乎然江次第不載臨時祭以之見之柱史抄可也

つごもりの夜御あかもまいる。あらし世に世の御しやうぞく。二間に御屏風たて、御座をし。御けいのごとし。孫明池廂明池こんめい明池の障子の南一間に屏風をたつ。ともし火を。たか燈臺にともす。出御のほどにはけす。南の方はのこす。はしのみへの座どのもんれうのまんをひきて宮主御祝して。鏡にかたなくしなごふせいの具足あり。節折ノリの命婦。竹を持て参て。御たけよりはじめて。所々の寸法をとりいで。宮主にきりあてがはせて。御はらへをつとむるなり。こはて、祿をたまふ。

(御贖物)縫殿寮官人昇豆志余呂比御服付女官女官傳中臣女中臣女供之天皇著御氣息返給神祇官人供御麻如初東西文人供如初見于江次第(荒世和世)御裝束縫殿寮獻荒世和世御服神祇官供荒世和世贖物(節折藏人)建曆御記曰節折依神祇官申内侍宣也西宮記節折中臣女(氏舉)(是御長)江次第日置御體五度先量身長自兩肩至御足次左右手自胸中至指末次量左右腰至御足次自左右膝至足凡竹九枚中臣女每度承取示神祇官

七月四日ひろせ龍田の祭四月におなじ。

七日藏人御てうごをはらふ夜に入て乞巧奠あり。庭に机四をたて。燈臺九本。をのくともし火あり。机に

多くの物すへたり。しやうのこと。柱たて、是ををく。つくゑのひとりによもすがらくらたき有。陰陽寮ときを
そうすことごに三の様あり。常はばんしき調。半呂半律あきのしらべなり。是は秘事にて侍ゆへしる人すくな
し。

祈年穀奉幣。日ついでをえらぶ。二月に同じ。

八月四日北野のまつり。祇園におなじ。

上丁日尺てん二月におなじ。次の日學生の見参を奏す。上卿仗座に着て奏す。學生にろくをたまふ。内論義。
ちかごろはたえたり。

十五日いはし水放生會。だいりことなる事なし上卿宰相辨衛府などむかふ宣命くられうの使にたまふ。

(乞巧奠)江次第日朱漆高机四脚立三筵上居菓子七坏酒杯一口華盤一口(盛蓮十房)萩葉(以金銀針貫
五色糸) (奏時)按陰陽豫奏三星會合之時乎 雲圖抄曰清

涼殿東庭供之南階間立之 (北野社)廿二社註式曰人皇六十

二代村上天皇天曆元年六月九日遷坐北野九年三月十二日西

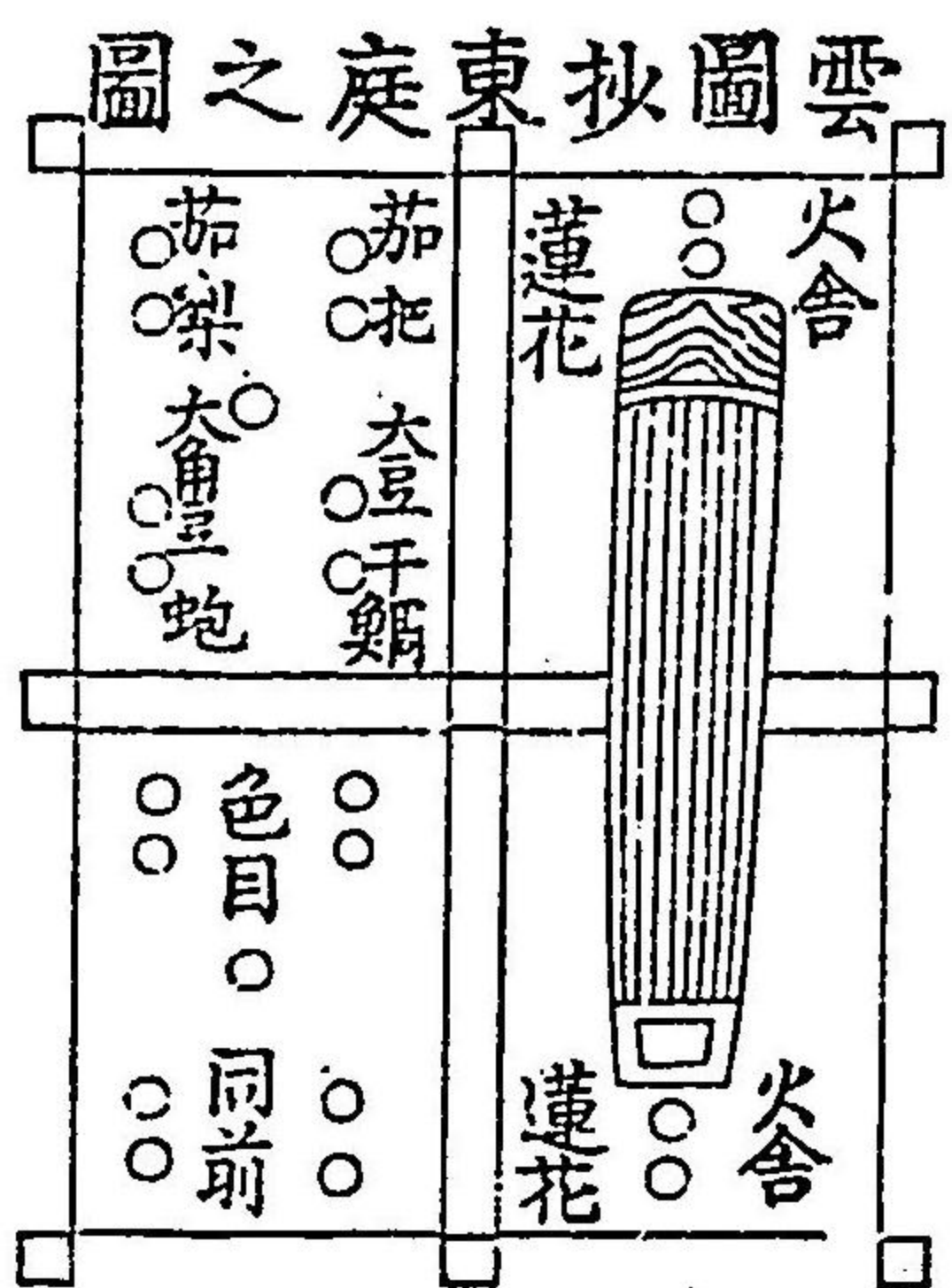
時御託宣右近乃馬場乃與宴乃地奈利我禮彼馬場乃邊仁移居乎俱至

乎所仁波可生松云云又曰祭一條院永延元年八月五日始祭預

官幣寛弘二年八月四日始被獻神寶 (釋奠後朝祿)五位

博士黃金一條六位博士禊子一領或匹絹得業生以下綿一連 (釋

奠内論議)於紫宸殿之行之詳江于次第西宮記等 (放生會)



石清水社記曰天延二年勅石清水八月十五日會准諸節會音樂官人率唐高麗舞人供奉彼會又宜左右馬
寮獻十列御馬以奉幣帛使又曰延久二年八月十五日有宣旨差上卿參議辨外記史并六衛府左右馬寮
等二次將以下供奉其事以宜准行幸是依儲貳時御願也

建武年中行事略解卷第四終

建武年中行事略解卷第五

八月十六日信濃の、駒ひき。甲斐のほざか信坂以下あまたあれども。ちか比はたえたり。かひ甲斐の御馬ぞこの一兩年
おこしいで出られたる。望月ばかりは今まで絶ず。上卿陣の座につきて。解文を奏す。宰相辨少納言近衛づかさ
をのゝ建禮門の前にて床子に着て。御馬給はる。近衛づかさ辨。位次官次おなじからざるおり論あり。本儀
は別の床子なれば。あながちあらそひ有べからず。さと内裏にて。一列に床子たてたるおり。あらそふなり。
院春宮など引わけ分の使にて。近衛司御馬ぐして参る。祿あり。うち御らん覺などありて。御馬をえらばる
九月三日御燈。三月におなじ。

九日平座。四月におなじ。重陽宴は總て久しければ。みき給御酒べきよし。今日は下より奏するなり。平座なり共
めしとなへらば祿たまふべきにや。

(諸牧)延喜左右馬寮式曰甲斐國栢前牧真衣野牧穗坂牧 武藏國石川牧由比牧小川牧立野牧 信濃國山鹿牧
原牧岡原牧宮處牧殖原牧大野牧平井戸牧笠原牧高位牧新治牧大室牧猪鹿牧萩倉牧鹽野牧長倉牧望月牧
上野國利刈牧有馬島牧治尾牧久野牧市代牧大藍牧拜志牧新屋牧鹽山牧 右諸牧駒者國司與牧監若別當人
等臨牧檢印共署其帳明年八月附牧監等一頁上 (位次官次)按以位階列座謂之位次以官列座謂之官
次近衛辨位階異之時有此爭乎 (引分)建曆御記曰主上御南殿上卿自東階進候篋子次引御馬
(自日花門)上卿曰乘禮云騎二三廻後上卿曰下利次引立南庭左右年預將并馬頭進立南階下上卿曰御馬
取禮次引出御馬(左日花右月花)次上卿退下次於陣辨已下別分將參上卿分與院關白家等也(重陽宴)

上古行幸于神泉苑乾臨閣賜宴謂之菊花宴見内裏式

十一日例幣。行幸あり。出御の儀つねのごとし。内侍劔璽を持て前後に候ふ。近衛のすけもしは藏人。ふちす
御輿大將悉化をもちむらる。関司給の奏なし。神祇官に行幸なりて。北のひさしに御輿をよす。とばりの内にな
いし二人候。近衛のすけ劔璽をとり傳ふ常のごとし。下御なりて平敷の御座にわたらせ給ふ。大床子もよそへ
り。所々に布のついたて障子をたて、へだてとす。東はし御つし厨子の間に御幣を裏て案舎人を置く。巽に向たり。
次間に御襖の御座をまうく。常のごとし。まづ御ゆ湯殿ごの、ことあり。上卿廊の座に着て宣命を奏す。帛の御服
を(くられうまうく)奉りて。御襖の御座につかせ給ふ。御しやくめして先御拜あり。次にとねりをめす。二
聲。少納言稱唯幣て版につく。中臣忌部めせと仰せらる。少納言ひざまづきて仰を奉りて。たかくいせうして揖
していつ。中臣忌部いむへ参てへんにつく先忌部をめす。忌部まいりて。外宮の御幣をとりて。うらへにつたふ。
其後内宮の御幣をいむへか忌部しはでしてとりて。たかくさ、げ持てへんにかへりつく。次に中臣をめす。中臣み
(祭主つとむ)参て。御幣をきたりつる案の下にひざまづく。よく申してたてまつれと仰らる。中臣稱唯して
いつ。使王御馬申ことなど常のほうべいのごとし。神祇官の東門を出て。二條の大路にいたるほごに。御座を
た、せ給。けいひち稱唯の聲きこゆるなり。はて、還御つねのごとし。
不御かんでんの奏。吉書奏におなじ。史の勘文をくりて御覽せらる。大臣は目ろくばかりを讀てかたね申。

(例幣)謂之神嘗祭續日本紀曰養老五年九月十一日天皇御内安殿遣使供幣帛於伊勢太神宮并以皇
女井上為齋内親王 按上古天皇行幸大極殿後房小安殿或神祇官廳奉幣事詳儀式江次第等也 (大
床子座)江次第曰正廳第三間内敷滿廣筵立巨大宋御屏風其内中央間設御座敷二色綾毯代立大床子

御座^二其上鋪^三高麗褥^一其上鋪^三菅圍座^一一枚^一 (御幣案)正廳内東第一間敷^三滿薦^一其上乾巽行敷^三長薦^一一枚^一其上置^三御幣案^二脚^一(内内宮料外外宮料)其上置^三御幣^一(長坤行置^レ之) (御禊御座)江次第曰神祇官儀正廳東第一間立^三大宋御屏風^一其東敷^三小筵^二枚^一其上敷^三高麗端半帖^一一枚^一爲^レ御拜座^一按是則御禊御座也 (御幣)江次第曰内宮料錦一匹(藏人所進^レ之)兩面一匹綾五匹(青赤黃白黑)以^レ調布^一結^三其上入^二柳宮^一(以^レ木綿^一結^レ之)以^レ葉薦^一裏^レ之(付^三短冊^二)外宮料五色絹此外兩宮合神馬四匹(二匹置^レ鞍^二匹不^レ置^レ之) (不堪側)江次第首書曰八月卅日以前進^三坪付帳^一九月一日申^三大辨^二五日申^三大臣^一七日上奏損損由頻言上損狀十月卅日以前進^三坪付帳^一十一月十一日申^三大辨^二五日申^三大臣^一七日上奏

十月一日衣がへ。ひら座四月におなじ
亥子^{内藏寮}のこはくられうよりまいるを朝がれぬにてまいらす。
十一月一日忌火の御膳。御あか物六月のごとし。
春日祭以下諸社のまつり。二月四月におなじ
とらの日。ちんこんの祭に。内侍御衣を持って向。中宮おなじ日なり。春宮はみの日なり。
丑日。五節の舞姫まいる。四人の内一兩人参りの儀式あり。其外は内くまいるをば曉参といふ。みな参りととのほりて。帳臺出御あり。殿上人どもしそくにさふらふ。主上御なをし御指貫にて。御杵をめさる、事は。此時の外はなし。但御鞠の時は。帳臺試に准じて。めさる、なり。帳臺におはしますの程亂舞あり。ひんた、らなごうたふ。大うた小うたなど云事有。
(亥子餅)年中行事秘抄曰以^三柳白杵等^一於^三朝餉方^一令^三春御又令^一爲^三猪子形^一以^レ綿裏^レ之插^三夜御殿疊四角^一

源氏妻河海曰亥子餅七種(大豆小豆大角豆胡麻栗柿糖)亥子の餅はいろくなり (鎮魂祭)於^三宮内省^一行^レ之宮内省有^レ穢則於^三神祇官^一行^レ之神祇令曰人陽氣曰魂言招^三離遊之連魂^一鎮^三身體之中府^一故曰^三鎮魂^一舊事紀曰宇麻志麻治命初齋^三端寶^一奉^三爲帝后^一鎮^三祭御魂^一祈^三請壽祚^一其鎮魂之祭自此而始矣 (五節舞)本朝月令曰五節舞者淨御原天皇所^レ制也相傳云天皇御^三吉野宮^一日暮彈^レ琴有^レ與俄爾之間前岫之下雲氣忽起疑^三高唐神女^一髣髴應^レ曲而舞猶入^レ膽他人無^レ見舉^レ袖五變故謂^三之五節^一 (御指貫)桃花葉葉曰建久二年十一月廿五日五節參入小葵御直衣濃紫霞地窠文御指貫(浮色織物非^三二重織物^一)
寅日。殿上の淵醉あり。朗詠今様などうたひて。三こんはて、亂舞あり。次第に杵をはきて。女官の戸よりのばりて。うへをへて。御ゆ殿のはさまより下におりて。北のぢんをめぐり。五節所にむかふ。其後所々に参りてすいさんなどあり。鄂曲の輩をして。まいたんなどうたふ。后宮女院など。ゑんすいあれば。けふあすの程なり。けふ御前のこ、ろみあり。御殿のひさしにて亂舞あり。くしなどをかゝる。昔は年々におこなはる。今は大嘗會の時より外はなきにや。昔は狩使などいふ事あり。それはけふ五節所に給はん爲に。交野の雉などを召れしに。使の有しを狩の使とは申なり。
卯日。わらは御らん。清涼殿にめして御らんす。下づかひ庭上にめす。(わらは御らんのおり。いづれの時にかみすの下より。かみをひき入て。御覽せられけるとかや。)
今夜新ぢやうの祭なり。神今食におなじ。ひらての敷十二なり。その外かはらす。

(五節所)在^三常寧殿^一見^三雲圖抄^一也 (交野)河内國交野郡禁野是也見^三于侍中群要^一 (新嘗祭)年中行事秘抄曰日本紀曰天照大神嘗新嘗(新嘗之大始見^三于此^一) 神祇令曰新嘗義解曰謂嘗^三新穀^一以^レ祭^三神祇^一也朝則諸

神之相替祭夕則供_三新穀於至尊_二也

中の辰日。とよのあかりの節會なり。新嘗祭にまいりたる。上卿宰相辨小忌をさる。よべは諸司のをみを束帶のうへにきたるを。けふはうるはしく青摺をもちゐ着る。上卿宰相外辨の上首をつとむ。南殿の廂に。兀子を設けて。内辨以下座につく。とよに白酒黒酒の盃をとり。大歌所の別當。大うたもよほして。まひひめのぼる五たび袖をかへしてかへりいる。ことにたへたるかんたちめ。五節所とふらひて。さいばらなごうたふ。節會の儀つねのごとし。せちるのほご露臺のらんぶあり。せちるの座にて御遊あることあり。ことに堪たる人々を。御帳の東にちかく召て此事あり。ふんのつかさに御ことめす。御手ならしといふなり。ちかく正月十六日にぞこの事ありし。けふげさいの御手水。六月のごとし。露だいの亂舞に。ひんた、ら。殿上人立様などあり。大かた五節の事ごも。ことしげければ。中々くはしからず。へちにしるすべし。

(小忌)有_三諸司小忌私小忌之異_二 私小忌(身_二幅用_三狩衣寸法_二)諸司小忌(身_二幅袖左右各_一幅合四幅也)

(大歌所別當)職原抄曰知_三大歌事_二納言以上補之上古親王之中又補之 催馬樂按上古貢_三牧馬_二時歌_一之風

俗樂也後與_三神樂_二並行曲中有_三律呂之別_二委見_三于梁塵愚案抄_一 (露臺)昆玉集曰禁中露臺といふ臺を建る、

事は内裏にて關白殿御直に參給所なり 江次第曰仁壽殿露臺云云 (書司)後宮職員令曰掌_三供_二奉内典經籍

及紙墨筆几案絲竹之事

十二月ついたち。いんびの御せん。御あか物。先の月におなじ。

十日御體御うら。六月におなじ。上卿陣の座にて。御うら奏す。御ト御所にさゝまる。來年六月までの事をう

らなふ。その方の神のた、りあらば。いのり申べきよしなどのするなり。

十一日神今食六月におなじ。

賀茂_{臨時}かものりんじの祭。先兼日に。試樂調樂などいふ事あり。當日の儀式は。御禊の座など石清水に同じ。霜月下

の西なるべけれど。御忌月なるゆへに。しはすのどりに行はる。石清水の時のごとし。但御けいの座。はしの

間(第三)に北むきなり。南二間より出御あり。うしろの方より御座につかせ給ふ。たよりあるなり。御へい

は御拜のさき北にたつ。庭の座などつねのごとし。社頭の義はて、使舞人歸りまいりて。かへりだちの儀あ

り。孫びさしに御倚子をたつ。御引直衣に御さうかいをめす。かくの間より出させ給ふ。はしのまのどほりの

庭。南北二行に座をしきて。使舞人つく。うしろに本末の神樂の所作人。べいじう。近衛の召人つく。出御有

ればすのこながはしに候。かべの下に頭已下つきて。使已下をめす。勅盃ありて神樂あり。庭火より始て朝倉

其駒まで常のごとし。庭火にももろ歌あるべければ。人長作法あり。御神樂はて、祿あり。中宮のぼらせ給へ

ば。うへの御局のおし出し。ひるのま、なり。その夜やがてあるべけれど。もし遅ければ。次のあしたにを

よぶ。

(御體御ト)江次第曰神祇官人自_三朔日_二籠_三本官_二迎_三太詔神_二又曰奏後給_三承知官符_二神祇官進_三使差文_一次給_三

内印官符_二神祇式曰(辭曰於保美麻)凡御體ト者神祇官中臣率_三ト部等_二六月十二月一日始齋九日ト竟十日

奏_レ之南殿儀見_レ式 按御ト奏文朝野群載第六載_レ之宜_レ考_レ之 (賀茂臨時祭)年中行事秘抄曰寬平元年十月

廿四日壬午御記云未_二登祚_一之時鴨神託_レ人曰自余之神一年得_二二度之祭_一只予一度而已其自_三弘仁_二始得_一齋

女_二并百官供奉不_二敢所_一怨只極寂莫然秋時欲_レ得_三此幣_二事不_レ難也但佛德不堪_二其勢_一云云仍自_三去年_二調備馬

一匹令_レ馳亦習_三東舞_二近衛府官人中堪_一歌曲_二者十五人爲_三陪從_二内藏寮儲_一幣依_レ穢停止令_三藤滋實_二於_一彼所

邊^二被^一祈云十一月廿一日巳酉走馬并舞人等奉^レ向^二鴨社頭^一時平爲^レ使(時平者此時右近少將也)年中行事
 歌合曰賀茂のりんじのまつりの事宇多の帝いまだ王侍従と申侍けるときかりし給けるに大明神現し給ひて
 臨時祭を給ふべきよし申されけるにこれはさやうの事しり侍らす帝へ申させ給へと申されければ申べきや
 うありていふなりとてやがてあがらせ給ひけるにいくほなくて思の外に帝位につかせ給ければ寛平年
 中に祭奉らせ給ふ(諸歌)神樂之歌有^二本末^一是也梁塵愚案抄詳也朝倉其駒是則神樂曲之名也歌詞見^二于愚
 案抄

内侍所の御神樂主上行幸あり。先典侍。掌侍まいる。すけは重二人に木丁をさ、せたり。内侍所に行幸なりぬ
 れば。御拜^{刀自}とじのとなど申。此間所作人南殿の西の方にて。物の音あはす。内侍所の前に。そのもんれうまん
 を引て。官人庭火をたく。本末の座二行にまうけたり。近衛の召人うしろに有。人長末によこ座なり次第に座
 につく。人長す、みて。ひざつきしかせ。なりだかになごいませめて。次第にめす。笛ひちりき。もとするの
 歌。和琴。次第にひざつきにつきて。つかふまつる。人長おほするにしたがひて。笛和琴拍子。もとにさふら
 ふ。末のひやうし。ひちりきは。末につく。和琴は位によらず。本の上に着す。かを給ゆへにや。よりあひ
 庭火。本末はて、。人長かへり入。とり物はて、。から神の拍子あげて後。人長たちてかなづる。そののち。
 けんはいあり。から神はて、。又す、みてさいのおのこめす。をのく座の末よりす、みて。ひざまづきてか
 へりつく。こも枕より。千歳はや歌などはてぬれば星おほせらる。笛ひちりきねどりて。星三首はて、。朝倉
 その駒つねのごとし。祿をたまふ。りんじの御神樂は。秋の季におこなはるれば。名はりんじなれども。今は
 さだまれる事に成にたり。公卿の所作なり。御所作などある時もあり。御所作の折はほし仰らる、とき。御座
 をうごかさる。御笛なれば。やがてねどりにて。仰らる、もたよりあり。臨時の御神樂には祿なし。事はてぬ
 れば。本殿にくわん御あり。

(内侍所)建曆御記曰自^二神代^一爲^二神鏡^一如^二神宮^一奉^レ仰爲^二伊勢御代官^一被^レ留最世神事次第同^二伊勢二世始同殿
 之御坐之間主上朝夕不放^二御本鳥^一垂^二仁天皇御宇始爲^二別殿^一御^二温明殿^一白河院仰曰内侍所神鏡飛出欲^レ上
 天而女官懸^二唐衣袖^一奉^レ引留^二依^一此因縁^二女官奉^レ守護^一(御神樂)建曆御記曰自^二一條院時^一十二月有^二御神
 樂^一但多隔年行之近代每年有^レ之又有^二臨時御神樂^一年中行事秘抄曰資房記曰長曆三年閏十二月十四日庚子
 今夜内侍所御神樂先日仰云件事非^二每年^一十二月選^二日所^一行也(刀自)建曆御記曰刀自御膳宿臺所各別也衣
 唐衣體也結^二中^一(鳴高)風俗歌曲之名也見^二于或秘抄^一江次第曰先鳴高次名對面云云(鈴鹿)和琴之名也
 建曆御記曰與^二立上^一同累代寶物也但每年御神樂夜萬人持^レ之○多氣窓登卷曰昔鈴鹿乃橋板^{田氏}作^レ之日本
 琴也(召^二才男^一)江次第曰人長起召^二才男^一頭一人殿上人一人殿上人地下召人等各一人其人至庭火
 前揖退(御神樂祿)四位掛五位單衣重六位單衣衛府召人各四組
 京官のちもく。本儀これも春なれど。今は秋のちもくとぞいふめる。冬にもをよふなり。執筆の作法。春のち
 もくにおなじ。三省の奏なごぞかはりめにてあめる。二夜おこなはる一夜もつねの事なり
 御佛名。十九日より三日なれど。今は大やう一夜なり。御帳の中に本尊かけて。南のかへのまに。又南北に机
 をたて、。佛像塔形を置。佛前に香花などを備ふ。二ふくかけたり。ひさしに地こくへんの御屏風をたつ。い
 まの世は大宋の屏風なり。地こくへん見えす。出居のすけ。さいせうかうのごとし。出居の前に。火びつにお
 り松せさす。女すこれをつこむ。公卿ひさしに着く。初夜中夜後夜。をのく御導師かはる。さし油くら人こ

れをつとむ。かづけ綿の事あり。衣はこのふたにわたを入れて。すこの北の方に。内侍の簾下といひて。みす
 をかけていたす。藏人御導師のかたにかづくる也。事はて、名調あり。所の衆瀧口までみななる。御導師し
 りぞくほごに。てののさひやうしをうちてはやせば。そうまひてすぐるなり。いつよりの事に。かへなしのけ
 んはいなどいふ事あり。事過て。各みだれたるけしきにや。大將のとの申。佛名の中の夜などある事なり。
 ゆみばにて。丑一のほど。右大將たづねおこなふ。佛名の御導師は。昔も夜もすがら唱ければ。村上の御代
 などは。夜のおとにて和琴をかきあはせらる、事などもありけるにや。

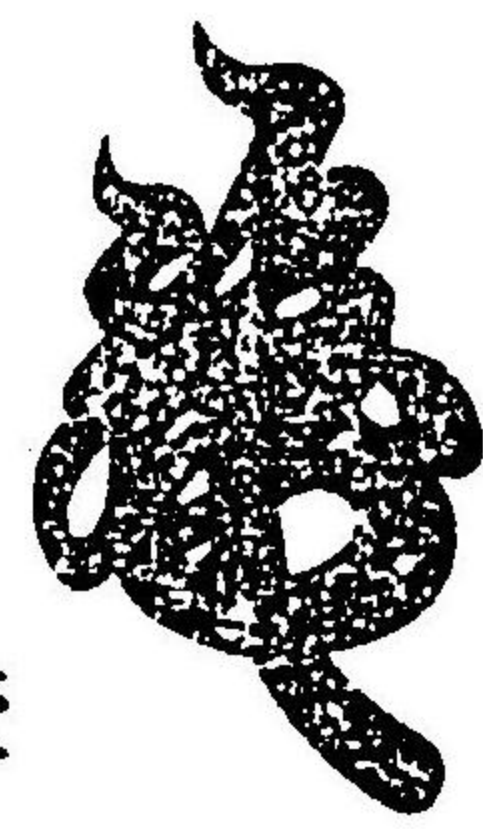
(佛名)江次第頭書曰寶龜五年十二月始行三方廣悔過於宮中承和五年於清涼殿修佛名懺悔限以三日一辭
 安法師爲導師一年中行事秘抄曰御佛名曰次本者十二月十五日始十七日終也而仁壽三年十一月十三日格改
 定從二十九日至廿一日三等日(地獄變)潛確類書八十二地獄變相唐名畫錄景雲寺老僧云吳生畫此寺地
 獄變相一時京師屠沽渙署之輩見之懼罪改業者往往有之率皆修善(初夜中夜後夜)事初夜自亥一刻一
 至子二刻中夜自子二刻至丑一刻後夜自丑二刻至寅三刻(名調)江次第曰次名對面所衆着出納
 在末瀧口參出居將問曰誰々加倍公卿以下次第稱名(六位加姓)(栢梨)江次第裏書曰栢梨者昔府中將和
 氣某以攝津國栢梨庄寄左近府以其地利充官人以下酒醪料扶木集第十八冬部佛名衣笠内大臣
 あさましや佛の御名をき、さしてなごかへなしの程に立けん
 荷前はつかひくをかねて定られてをのく御陵にたてまつらる。使は公卿なり。次官をひたり。荷前の使の定
 のつゐでに。元日の擬侍従のさだめあり。これは朝賀の爲なり。朝賀なき時も。猶此定は侍りけるにや。この
 比おこなはれぬ事なれど。おも影ばかりのこりためり。

ついな大どねりれう鬼をつとむ。陰陽寮さいもんをもちて南殿のへんにつきてよむ。上卿以下これををふ。殿
 上人ども御殿の方に立て。桃の弓蘆の矢にている。仙花門より入て東庭をへて。瀧口の戸にいづ。こよひ所々
 にともし火をおほくともす。東庭。あさがれる。だいはん所のまへ。みざりに。どうだいをひまなく立てとも
 すなり。よをりの式六月におなじ。

(荷前)職員令義解謂荷前者四方國進御調荷前取奉故曰荷前(荷前又訓ハッホ(擬侍従)大政官式曰前十
 三日大臣預點殿上侍從四人左右各二人(三位一人四位二人)少納言二人奏聞定之(追雛)源氏河海曰金
 園記曰爲陰氣時絶陽氣始來陰陽相微化爲疾厲之鬼爲人家作病黃帝使方相氏黃金四目身着朱衣
 手把柶楯口作讎々之聲以驅疫癘之鬼至今歲除夜爲之(大舍人鬼)謂之方相江次第裏書曰方
 相黃金四目熊皮帽玄衣朱裳執鉞持盾清涼記取大舍人長大者爲之云云又曰陰陽允一人立版讀咒(詞
 存寮式)(祭文)見于朝野群載第十五

此秘抄源准后親房入道清書之本也近代中絶公事等大概被注付之畢

寛正第五曆無射中句候



壺井鶴翁校正
 谷村掃部略解

建武年中行事略解卷第五大尾

君祀神之誠。臣奉君之敬。形于視瞻。見于容色。其進退之節。起居之度。辨裳之飾。矛旂之嚴。則尊卑位焉。人道立焉。道德仁義。非禮不成。大哉禮也。神武天皇之卽位。大啓四門。朝八洲。而禮教早行。至其禁庭之禮。朝堂之儀。大寶弘仁之朝。爲最隆也。可謂超於周代也。源公記。藤卿抄。江家次第。載以分明。然沿革之隨世。或今盛古微者。或今興與古異者。故建武間。敕製年中行事之書。鑑于後世。禮教復備哉。余嘗受壺井先生之命。據師說。緝諸記。爲之略解。先生正焉。遂爲序授之。嗚呼。吾何知。先生之教也。

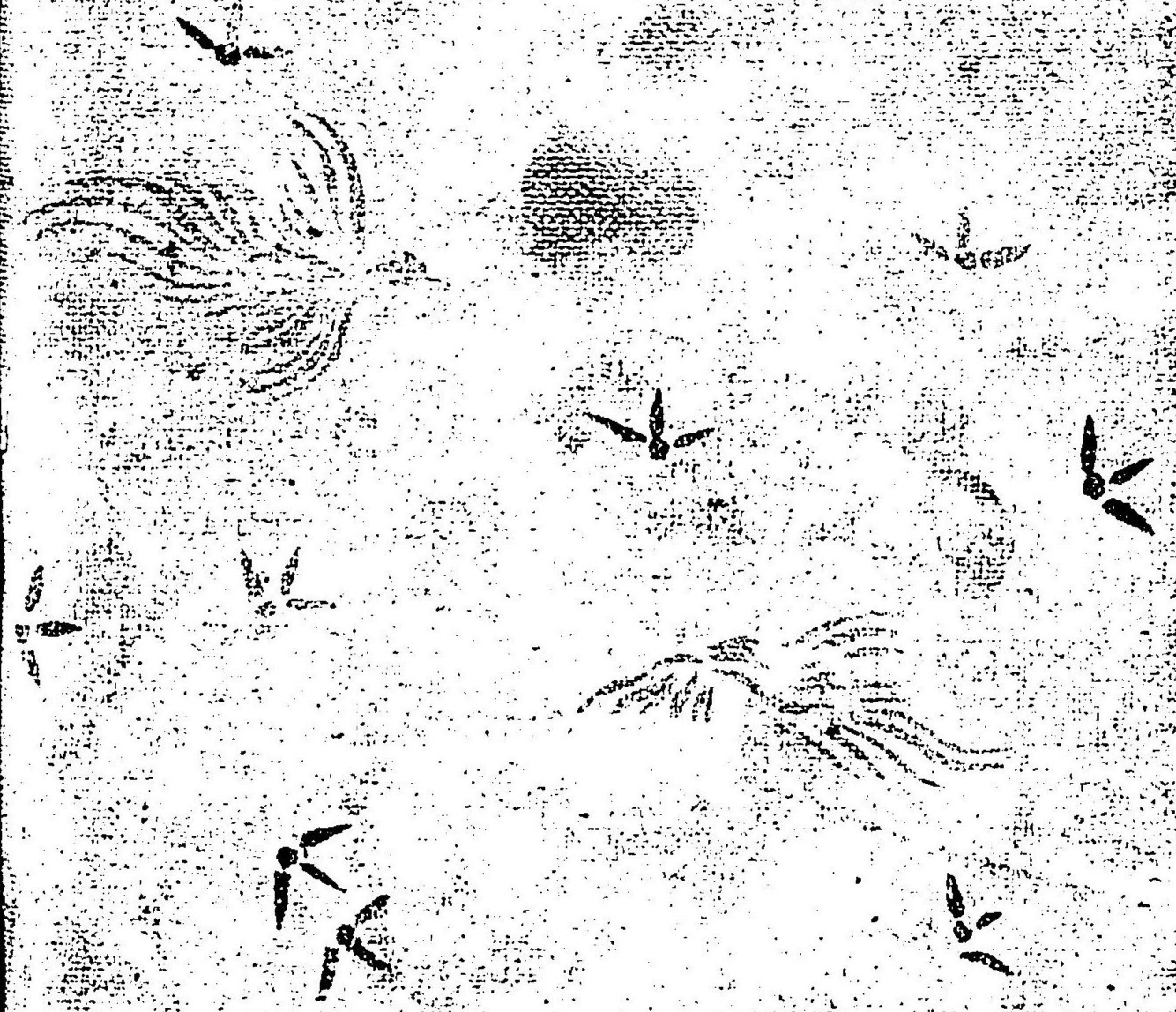
享保壬子春人日

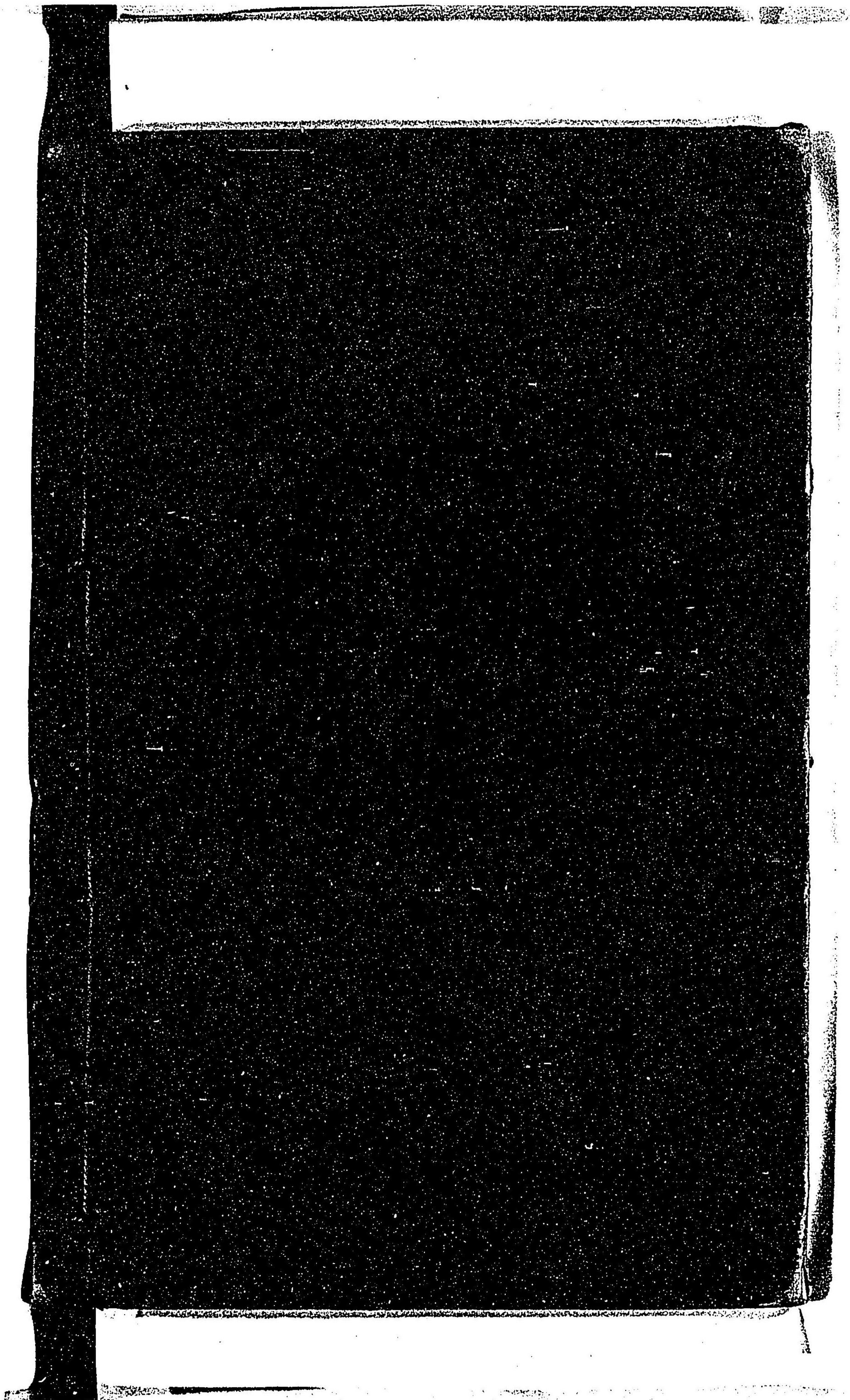
谷村 光義 跋

192

55

192
55





192
55

新編
中華
書局
叢書